

官報

号外 平成十三年一月三十一日

○第百五十一回 参議院會議録第一号(その一)

平成十三年一月三十一日(水曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第一号

平成十三年一月三十一日

午前十時開議

- 第一 議席の指定
- 第二 常任委員の選任
- 第三 常任委員長の選挙
- 第四 国務大臣の演説に関する件

○本日の會議に付した案件

- 一、日程第一
- 二、新議員の紹介
- 一、日程第二及び第三
- 一、特別委員会設置の件
- 一、日程第四

○議長(井上裕君) 第百五十一回国会は本日をもって召集されました。

これより會議を開きます。

日程第一 議席の指定

議長は、本院規則第十四条の規定により、諸君の議席をただいまの仮議席のとおりに指定いたします。

○議長(井上裕君) この際、新たに議席に着かれました議員を御紹介いたします。

議長第二百七番、比例代表選出議員、大門実紀史君。

〔大門実紀史君起立、拍手〕

○議長(井上裕君) 日程第二 常任委員の選任
今般、常任委員会が再編されましたので、これより常任委員の選任を行います。
議長は、本院規則第三十条の規定により、議席に配付いたしました氏名表のとおり常任委員を指名いたします。

議長の指名した委員は左のとおり

○内閣委員

上野 公成君	海老原義彦君
鹿熊 安正君	中原 爽君
仲道 俊哉君	長峯 基君
森田 次夫君	山崎 力君
山崎 正昭君	江本 孟紀君
小宮山洋子君	小山 峰男君
円より子君	篠瀬 進君
大森 礼子君	白浜 一良君
市田 忠義君	大沢 辰美君
菅野 壽君	照屋 寛徳君
椎名 素夫君	
入澤 肇君	岩城 光英君

○総務委員

○法務委員

景山俊太郎君	鎌田 要人君
木村 仁君	北岡 秀二君
久世 公堯君	関谷 勝嗣君
谷川 秀善君	常田 享詳君
溝手 顯正君	浅尾慶一郎君
奥石 東君	菅川 健二君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
鶴岡 洋君	弘友 和夫君
富樫 練三君	八田ひろ子君
宮本 岳志君	山本 正和君
松岡満壽男君	高橋 令則君
石井 一二君	

○外交防衛委員

阿部 正俊君	青木 幹雄君
石渡 清元君	岩崎 純三君
大野つや子君	岡野 裕君
久野 恒一君	佐々木知子君
竹山 裕君	吉川 芳男君
江田 五月君	小川 敏夫君
竹村 泰子君	千葉 景子君
角田 義一君	魚住裕一郎君
日笠 勝之君	橋本 敦君
林 紀子君	福島 瑞穂君
平野 貞夫君	斎藤 十朗君

○財政金融委員

佐藤 昭郎君	須藤良太郎君
鈴木 正孝君	月原 茂晴君
服部三男雄君	村上 正邦君
森山 裕君	矢野 哲朗君
山本 一太君	依田 智治君
今井 澄君	海野 徹君
齋藤 勤君	広中和歌子君
吉田 久之君	高野 博師君
益田 洋介君	小泉 親司君
吉岡 吉典君	田 英夫君
田村 秀昭君	井上 裕君
上杉 光弘君	河本 英典君

○文教科科学委員

阿南 一成君	有馬 朗人君
市川 一朗君	岩瀬 良三君
扇 千景君	龜井 郁夫君
佐藤 泰三君	中曾根弘文君
松村 龍二君	水島 裕君
石田 美栄君	小林 元君
佐藤 泰介君	内藤 正光君
本岡 昭次君	松 あきら君
山下 栄一君	阿部 幸代君
畑野 君枝君	日下部禮代子君
三重野栄子君	高橋紀世子君

○厚生労働委員

尾辻 秀久君	大島 慶久君
狩野 安君	釜本 邦茂君
龜谷 博昭君	齊藤 滋宣君
田浦 直君	武見 敬三君
鶴保 庸介君	中島 真人君
南野知恵子君	朝日 俊弘君
川橋 幸子君	木俣 佳文君
長谷川 清君	松崎 俊久君
柳田 稔君	沢 たまき君
浜四津敏子君	山本 保君
井上 美代君	小池 晃君
大脇 雅子君	堂本 暁子君
西川きよし君	

平成十三年一月三十一日 参議院會議録第一号(その一) 議席の指定 新議員の紹介 常任委員の選任

○農林水産委員

井上 吉夫君 岩永 浩美君
太田 豊秋君 金田 勝年君
岸 宏一君 国井 正幸君
田中 直紀君 中川 義雄君
三浦 一水君 森下 博之君
小川 勝也君 郡司 彰君
谷林 正昭君 羽田雄一郎君
和田 洋子君 風間 昶君
渡辺 孝男君 笠井 亮君
須藤美也子君 谷本 巍君
岩本 莊太君 菅野 久光君

○経済産業委員

魚住 汎英君 加藤 紀文君
加納 時男君 倉田 寛之君
陣内 孝雄君 畑 恵君
保坂 三蔵君 松田 岩夫君
山下 善彦君 吉村剛太郎君
足立 良平君 直嶋 正行君
平田 健二君 本田 良一君
薬科 満治君 荒木 清寛君
海野 義孝君 西山登紀子君
山下 芳生君 梶原 敬義君
水野 誠一君 渡辺 秀央君

○国土交通委員

泉 信也君 岩井 國臣君
坂野 重信君 鈴木 政二君
田村 公平君 中島 啓雄君
野沢 太三君 長谷川道郎君
松谷蒼一郎君 山内 俊夫君
脇 雅史君 今泉 昭君
北澤 俊美君 佐藤 雄平君

○環境委員

寺崎 昭久君 前川 忠夫君
山下八洲夫君 統 訓弘君
森本 晃司君 緒方 靖夫君
筆坂 秀世君 洲上 貞雄君
田名部匡省君 戸田 邦司君
島袋 宗康君
石井 道子君 片山虎之助君
杵掛 哲男君 清水嘉与子君
末広まきこ君 成瀬 守重君
西田 吉宏君 橋本 聖子君
真鍋 賢二君 岡崎トミ子君
福山 哲郎君 藤井 俊男君
堀 利和君 松前 達郎君
加藤 修一君 但馬 久美君
福本 潤一君 岩佐 恵美君
吉川 春子君 清水 澄子君
中村 敦夫君

○国家基本政策委員

金田 勝年君 亀井 郁夫君
河本 英典君 北岡 秀二君
佐藤 泰三君 鈴木 政二君
西田 吉宏君 三浦 一水君
矢野 哲朗君 勝本 健司君
北澤 俊美君 直嶋 正行君
本岡 昭次君 薬科 満治君
木庭健太郎君 森本 晃司君
筆坂 秀世君 山下 芳生君
日下部禮代子君 水野 誠一君
有馬 朗人君 石渡 清元君
入澤 肇君 岩城 光英君

○決算委員

岡野 裕君 鎌田 要人君
木村 仁君 岸 宏一君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君
斎藤 滋宣君 陣内 孝雄君
須藤良太郎君 常田 享詳君
野沢 太三君 南野知恵子君
日出 英輔君 保坂 三蔵君
松谷蒼一郎君 松村 龍二君
吉村剛太郎君 江田 五月君
小川 敏夫君 木俣 佳文君
櫻井 充君 高嶋 良充君
内藤 正光君 堀 利和君
円より子君 峰崎 直樹君
築瀬 進君 柳田 稔君
大森 礼子君 浜田卓二郎君
弘友 和夫君 益田 洋介君
大沢 辰美君 小池 晃君
西山登紀子君 宮本 岳志君
清水 澄子君 照屋 寛徳君
堂本 暁子君 高橋 令則君
石井 一二君

○行政監視委員

○議院運営委員

菅川 健二君 魚住裕一郎君
海野 義孝君 福本 潤一君
阿部 幸代君 緒方 靖夫君
八田ひろ子君 洲上 貞雄君
岩本 莊太君 平野 貞夫君
阿南 一成君 阿部 正俊君
岩瀬 良三君 海老原義彦君
釜本 邦茂君 鈴木 正孝君
田村 公平君 武見 敬三君
長峯 基君 畑 恵君
星野 昴市君 山内 俊夫君
脇 雅史君 足立 良平君
浅尾慶一郎君 郡司 彰君
小宮山洋子君 千葉 景子君
本田 良一君 山下八洲夫君
荒木 清寛君 統 訓弘君
山下 栄一君 岩佐 恵美君
大門実紀史君 吉川 春子君
大脇 雅子君 福島 瑞穂君
田名部匡省君 渡辺 秀央君
岩永 浩美君 清水 達雄君
鶴保 庸介君 中川 義雄君
仲道 俊哉君 野間 起君
森下 博之君 森田 次夫君
森山 裕君 山崎 正昭君
山下 英利君 山下 善彦君
輿石 東君 笹野 貞子君
谷林 正昭君 長谷川 清君
福山 哲郎君 藤井 俊男君
風間 昶君 沢 たまき君

○懲罰委員
但馬 久美君 池田 幹幸君
富樫 練三君 畑野 君枝君
大洲 絹子君

青木 幹雄君 岩崎 純三君
扇 千景君 真鍋 賢二君
久保 巨君 吉田 之久君
白浜 一良君 橋本 敦君
谷本 巍君 西川きよし君

○議長(井上裕君) 日程第三 常任委員長の選挙

これより常任委員長の選挙を行います。

つきましては、常任委員長の選挙は、その手続を省略し、いずれも議長において指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、

内閣委員長に江本孟紀君を指名いたします。

〔拍手〕

総務委員長に溝手顕正君を指名いたします。

〔拍手〕

法務委員長に日笠勝之君を指名いたします。

〔拍手〕

外交防衛委員長に服部三男雄君を指名いたします。

〔拍手〕

財政金融委員長に伊藤基隆君を指名いたします。

〔拍手〕

文教科科学委員長に市川一朗君を指名いたします。

〔拍手〕

〔拍手〕
厚生労働委員長に中島真人君を指名いたします。

〔拍手〕

農林水産委員長に太田豊秋君を指名いたします。

〔拍手〕

経済産業委員長に加藤紀文君を指名いたします。

〔拍手〕

国土交通委員長に今泉昭君を指名いたします。

〔拍手〕

環境委員長に吉川春子君を指名いたします。

〔拍手〕

国家基本政策委員長に本岡昭次君を指名いたします。

〔拍手〕

予算委員長に岡野裕君を指名いたします。

〔拍手〕

決算委員長に谷川秀善君を指名いたします。

〔拍手〕

行政監視委員長に統訓弘君を指名いたします。

〔拍手〕

議院運営委員長に山崎正昭君を指名いたします。

〔拍手〕

懲罰委員長に橋本敦君を指名いたします。

〔拍手〕

○議長(井上裕君) この際、特別委員会の設置についてお諮りいたします。

〔賛成者起立〕

災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、委員二十名から成る災害対策特別委員会を、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため、委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会を、

国会等の移転に関する調査のため、委員二十名から成る国会等の移転に関する特別委員会を、

金融問題及び経済活性化に関する調査のため、委員二十五名から成る金融問題及び経済活性化に関する特別委員会を、

また、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため、委員三十五名から成る政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を、

それぞれ設置したいと存じます。

まず、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会並びに政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を設置することについて採決をいたします。

以上の四特別委員会を設置することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。

よって、災害対策特別委員会外三特別委員会を設置することに決しました。

次に、国会等の移転に関する特別委員会を設置することについて採決をいたします。

本特別委員会を設置することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(井上裕君) 過半数と認めます。

よって、本特別委員会を設置することに決しました。
本院規則第三十条の規定により、議長は、議席に配付いたしました氏名表のとおり特別委員を指名いたします。

議長の指名した委員は左のとおり

○災害対策特別委員

加納 時男君 金田 勝年君

岸 宏一君 常田 享詳君

鶴保 庸介君 長峯 基君

松谷蒼一郎君 三浦 一水君

森下 博之君 木俣 佳文君

齋藤 勲君 谷林 正昭君

堀 利和君 本岡 昭次君

加藤 修一君 白浜 一良君

大沢 辰美君 山下 芳生君

梶原 敬義君 岩本 莊太君

石井 道子君 鎌田 要人君

亀谷 博昭君 末広まきこ君

月原 茂昭君 中川 義雄君

西田 吉宏君 橋本 聖子君

森田 次夫君 郡司 彰君

佐藤 泰介君 広中和歌子君

松崎 俊久君 風間 昶君

福本 潤一君 笠井 亮君

小泉 親司君 照屋 寛徳君

堂本 暁子君 田村 秀昭君

○国会等の移転に関する特別委員

有馬 朗人君 尾辻 秀久君

鹿熊 安正君 久野 恒一君

国井 正幸君 鈴木 政二君
保坂 三蔵君 山下 英利君
山下 善彦君 江本 孟紀君
角田 義一君 長谷川 清君
平田 健二君 福山 哲郎君
弘友 和夫君 渡辺 孝男君
緒方 靖夫君 筆坂 秀世君
三重野 栄子君 石井 一二君
石渡 清元君 岩城 光英君
狩野 安君 河本 英典君
佐藤 昭郎君 中曾根 弘文君
野沢 太三君 畑 恵君
日出 英輔君 星野 明市君
真鍋 賢二君 山内 俊夫君
浅尾 慶一郎君 海野 徹君
櫻井 充君 千葉 景子君
本田 良一君 峰崎 直樹君
海野 義孝君 日笠 勝之君
益田 洋介君 池田 幹幸君
小池 晃君 山本 正和君
渡辺 秀央君

佐藤 雄平君 高嶋 良充君
寺崎 昭久君 羽田 雄一郎君
柳田 稔君 山下 八洲夫君
弘友 和夫君 益田 洋介君
森本 晃司君 池田 幹幸君
富樫 練三君 畑野 君枝君
大脇 雅子君 福島 瑞穂君
松岡 満壽男君 平野 貞夫君
佐藤 道夫君

○議長(井上裕君) これにて午後四時まで休憩いたします。

午前十時十分休憩

午後四時一分開議

○議長(井上裕君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第四 内閣総理大臣の演説に関する件

内閣総理大臣から施政方針に関し、外務大臣から外交に関し、財務大臣から財政に関し、麻生内務大臣から経済に関し、それぞれ発言を求められております。これより順次発言を許します。森内閣総理大臣。

(内閣総理大臣森喜朗君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(森喜朗君) 第百五十一回国会の開会に当たり、世紀の変わり目に国政を預かる内閣総理大臣として、歴史のめぐり合わせに改めてその重責をかみしめつつ、所信を申し述べたいと思います。

このよう重要な国会の冒頭に、財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団をめぐり、受

託収賄容疑により議員が逮捕されたことから申し上げなければならぬのは、まことに残念のきわみであります。また、本件に関連して、閣僚が辞任いたしました。政治倫理の確立については、政治家一人一人が厳しく身を律していくことが何より重要で、こうしたことが再び起きないよう、改めて気を引き締め、信頼回復に全力を尽くしてまいります。

また、歴代内閣総理大臣の外国出張経費に関し、外務省職員による業務上横領容疑により、告発がなされたことは、極めて遺憾であります。この事態を厳粛に受けとめ、国民の皆様深くおわびを申し上げますとともに、今後、捜査当局による真相解明の進展を見ながら、政府として原因の解明と再発防止に万全を期してまいります。

昨年は大規模な災害が相次ぎましたが、それらの災害により、新しい年を迎えてもなお不安を抱え、不自由な生活を余儀なくされている方々に心からお見舞いを申し上げます。被災者の方々の生活支援に万全を期するとともに、中央防災会議を活用し、政府一体となって災害に強い国づくりを目指してまいります。

二十一世紀の幕あけの新年、国民の皆様への年頭のごあいさつの中で、二十世紀は世界にとって栄光と悔恨の百年であったと申し上げました。科学技術の発達によって得られた繁栄の陰で、二度の世界大戦やさまざまな紛争によって払われた大きな犠牲を決して忘れてはならないと考えたからであります。美しい自然や環境の破壊という高い代償も忘れてはなりません。

我が国は、こうした二十世紀の経験の中から、自由と民主主義のとうとさを学び、平和を手に入

れました。これらの国民的な合意は、国づくりを進める上での基本であります。私たちは、日本固有の伝統や文化、美しい自然を我が国の子や孫たちにつかりと引き継ぐとともに、この合意を一層確かなものとして、二十一世紀こそ豊かな環境に恵まれた平和な日本、そして世界を築いていかなければなりません。(拍手)

私は、我が国の総理大臣として、初めてサハラ以南のアフリカ諸国を訪問いたしました。

アフリカは、自然の豊かさ、活力ある人々に恵まれた大陸である一方、今もなお、貧困、紛争、感染症といった課題に直面しています。五人に一人が紛争の被害を受け、難民、避難民は六百二十五万人に達するとの報告もあります。しかし、そこで出会った難民の子供たちは、自分たちの未来に大きな希望を持ち、その目は屈託なく生き生きと輝いており、私は強く胸を打たれました。

アフリカが直面する課題は、いずれも人間の存在それ自体に対する脅威であります。こうした脅威からすべての人々を解放する人間の安全保障を確立し、二十一世紀を世界じゅうの人々にとって輝かしい時代にしなければならぬの思いを強くいたしました。そして、そのために、日本が責任とリーダーシップを果たしていくとの決意を新たにしたのであります。(拍手)

私は、日本の活力を創出していく原動力は人であると考えております。

先般、ギリシャを訪れましたが、ギリシャ文明の根幹にあるものは、人間の尊重であり、人間の躍動であります。イタリアのルネサンスがギリシャに根をたたくように、二十一世紀の今日もまた人間のルネサンスが重要であると私は考えております。

これからの社会では、個人の嗜好や価値観の多様化が進み、さまざまな生き方が認知され、無数の可能性が生まれる一方で、自分の生き方に対する責任が従来以上に求められることが予想されます。そこでは、豊かな個性と創造性を持ち、さまざまな可能性に果敢に挑戦していく人を育てていくことが極めて重要となります。そして、こうした人が存分にその力を発揮し、自己実現を図ることができる環境を整備することによって、日本の新生に向けた歩みを大きく進めていきたいと考えております。

人を育てるに当たっては、心の面を忘れてはなりません。私たちは、物質的な豊かさを享受できるようにになった一方で、心の豊かさを失いがちであると感じています。今、改めて心の問題について真剣に考え、豊かな心を見失わない人を育てていかなければなりません。学校や家庭のみならず、社会全体でこの問題に取り組んでいかなければならないと考えております。

我が国の発展を支えてきた経済社会システムは、経済のグローバル化、世界規模で生じているIT革命、少子高齢化など内外の激しい情勢変化により、従来のような役割を果たせなくなってきたとあります。時代の新たな変化を、日本の発展システムに対する危機感としてではなく、新たなチャンスととらえ、改革によって日本らしさを生かした新たな発展の道筋をつくり、世界じゅうの人々が日本で夢を実現したいと思える国家をつくっていききたいと考えております。

二十一世紀をこのような時代にしていくためには、既存の施策の発想を超えて、過去との決別による改革を避けて通ることはできません。今こ

そ、新たな国づくりに向け、この国に何が必要なのかという原点に立ち返って、明治維新、戦後改革に次ぐ第三の抜本的改革を実行し、日本の新生を図っていくことが必要であります。私は、この国会を日本新生のための改革国会と位置づけ、先人たちが国づくりにかけた情熱を受け継ぎ、新たな時代の知恵を生かしつつ、改革の実行に向けて全力を尽くしてまいりたいと考えております。(拍手)

こうした改革を断行することによって、私は、二十一世紀を、「希望の世紀」、「人間の世紀」、「信頼の世紀」、「地球の世紀」とすべく、第一歩を踏み出してまいります。

二十世紀の終わりにかけて、我が国は、経済活動が停滞し、社会全体が将来に対する不安の中で自信を喪失し、国民の間には閉塞感が充満していました。しかし、二十一世紀は、こうした状況からいち早く脱却し、国民一人一人が夢と希望を持って生きられる「希望の世紀」になければなりません。そのためには、個人も企業も多様な選択肢のもとで自由闊達に活動できる社会を実現することともに、先導的、創造的な研究開発を推進することによって、輝かしい未来を切り開かなければなりません。

健全で活気にあふれた経済は、「希望の世紀」実現のためには不可欠であります。このため、経済の新生に向けて全力を注いでまいります。

我が国の経済は、緩やかな改善が続けておりますが、依然として厳しい状況にあり、また、米国の経済の減速など懸念すべき点も見られております。こうした中で、引き続き、景気に軸足を置いて、経済を一日も早く本格的な回復軌道に乗せることが最重要課題であると考えており、まずは、

昨年十月に決定した日本新生のための新発展政策を着実に実行に移し、今年度の補正予算の迅速、確かな執行に努めてまいります。

さらに、平成十三年度予算編成に当たっては、公需から民需へのバトンタッチを円滑に行うとの観点から、公共事業等に十分な対応を行うとともに、総額七千億円の日本新生特別枠を初め、IT革命の推進など二十一世紀の新たな発展基盤の構築に必要なとされる分野に重点的、効率的に資金を配分することとし、新世紀のスタートにふさわしい予算といたしました。税制面では、企業組織再編成に係る税制を整備するほか、住宅投資及び中小企業の設備投資の促進などを図ることとしたしております。

こうした我が国経済を新たな発展へと飛躍させる取り組みとともに、主要先進国の中でとりわけ厳しい状況にある我が国の財政について、将来にわたって持続可能な仕組みをつくり上げる準備として、平成十三年度予算においては、公共事業の抜本的見直しや中央省庁再編による施策の融合化と効率化を図る等、財政の効率化と質的改善を図りつつ、国債の新規発行額を減少させたところであり、さらに、我が国経済を自律的回復軌道に乗せつつ、財政構造改革について、その実現に向けて議論を進めてまいります。その際には、新世紀における我が国の経済・社会のあり方を展望し、望ましい税制の構築や社会保障制度改革、中央と地方との関係まで幅広く視野に入れる必要があると考えております。

今般の中央省庁再編において、有識者の参加を得て、内閣府に経済財政諮問会議を設置いたしました。景気を着実な自律的回復軌道に乗せるため

の経済財政運営とともに、財政を含む我が国の経済社会全体の構造改革に向けた諸課題について、具体的な政策を主導するとの決意を持って、実質的かつ包括的な検討を行うこととしております。

会議では、マクロ経済モデル等も活用し、中長期的な経済社会全体の姿を展望しつつ議論を行い、国民が安心と希望を持てる処方せんを示してまいります。

私は、我が国には大きな潜在力があると考えております。企業の創造的な経済活動を促進し、新規産業を創出することなどにより、停滞と閉塞を打破し、日本経済の新たな成長と発展を実現するため、経済構造改革に果敢に取り組んでまいります。産業新生会議での議論を通じて策定した行動計画ののっとり、株主総会のIT化などに向けた会社法制の抜本的な見直し、雇用システム改革など、我が国の産業競争力を向上させるために不可欠な措置について強力に推進し、力強い成長と活力にあふれる経済社会を現実のものとしていく考えであります。

雇用システム改革については、円滑な労働移動を実現し、個人の主体的な能力開発を促進する観点から、現行の雇用対策の総合的な見直しを行い、今国会に、離職を余儀なくされる労働者に対する在職中からの計画的な再就職支援の促進、職業能力評価制度の整備等を図るための法案を提出いたします。

日本経済がその潜在力を発揮するためには、金融システムの一層の安定化と金融仲介機能の強化を図り、我が国金融システムに対する内外の信頼をより強固なものとすることが不可欠であります。各金融機関においては、不良債権に対する適

切な手当てを行っており、金融機関の健全性について、かつてのような問題があるわけではありません。政府としては、平成十四年四月のペイオフ解禁を控え、引き続き、金融機関に対する検査、監督等金融システムの安定化に万全を期することにも、借り手である産業の構造改革等を同時に進めるための環境整備を図ることにより、不良債権問題を抜本的に解決し、健全な中小企業や次代を担う新規産業等に対する円滑な資金供給を可能とする金融の再構築を図るなど、一層の努力をしてまいります。

IT革命の推進は、二十一世紀における我が国の発展、そして「希望の世紀」実現のかぎとなるものであります。先般、IT基本法に基づいて設置された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において、我が国の官民が総力を挙げて取り組むべき国家戦略であるe-Japan戦略を決定したところであります。今後は、具体的なアクションプランである重点計画を三月末を目途に策定し、五年以内に世界最先端のIT国家となることを目指し、全力で取り組んでまいります。

ITの利便性を向上させるため、世界最高水準のインターネット網をだれが必要ときに低廉な料金で利用できるよう、光ファイバー網を初めとする超高速ネットワークインフラの整備を推進するとともに、競争による通信料金の一層の低廉化等のため、支配的事業者制度の導入を初めとする電気通信分野の新たな政策を樹立してまいります。あわせて、放送のデジタル化を推進するとともに、通信・放送融合サービスの健全な発展を促す政策を展開してまいります。

だれもが安心して参加できる制度基盤と市場

ルールを整備するため、電子商取引の特質に応じた新たなルールを定めるとともに、個人情報取扱いに関する基本原則、取扱事業者の義務等を定める個人情報保護のための法律案を提出いたします。さらに、セキュリティ確保のための技術開発や安全性・信頼性確保を推進し、ハイテク犯罪への対応を含め、情報セキュリティ対策を強力に推進してまいります。

電子政府については、国民との間の約一百万件の行政手続を原則として平成十五年度までのできるだけ早期にインターネットで行えるようにするなど、積極的に取り組んでまいります。

科学技術は尽きることのない知的資源であり、その振興は、「希望の世紀」実現に向けた未来への先行投資と言えるものであります。このため、内閣府に総合科学技術会議を設置したところであり、有識者の意見を伺いつつ、二十一世紀における我が国の科学技術振興の基本となる総合戦略を策定してまいります。三月までに科学技術基本計画を策定し、科学技術創造立国の実現に向け、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料等、我が国の新生に貢献する研究開発を重点的に推進いたします。同時に、研究開発システムの改革や科学技術振興のための基盤の整備を進めてまいります。

二十一世紀の我が国の力強い発展は、豊かな個性と創造性を持ち、さまざまな可能性に果敢に挑戦していく人が存分にその力を発揮できるかどうかにかかっていると一言でも過言ではありません。二十一世紀はまさに「人間の世紀」と言えます。

「人間の世紀」実現のためには、教育の新生を推

進し、人間性、創造性に富んだ人づくりに取り組むとともに、社会保障の新生を着実に進め、だれもが生活に対する不安を持つことなく、さまざまな活動に取り組むことができる社会を実現していかなければなりません。

教育にとっても二十世紀は二つの側面を持っていました。成績を重視した教育制度は、国全体の平均レベルを向上させ、経済の発展、物質的豊かさの実現に大きく貢献しました。他方、最近、青少年による不幸な事件が相次いでおりますが、自分で考える力を身につけ、善悪をわきまえる心や命の大切さなどを学ぶという点では、教育は必ずしも十分な役割を果たすことができませんでした。私は、心の豊かな美しい国家を築くため、その礎となる教育の新生に全力で取り組んでまいります。(拍手)

教育改革国民会議の最終報告では、人間性豊かな日本人の育成、一人一人の才能を伸ばし、創造性に富む人間の育成、新しい学校づくり、教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画の策定、新しい時代にふさわしい教育基本法の見直しなど、教育各般にわたる御提言をいただきました。

私は、この国会において、まず、子供一人一人、国民一人一人が、学校がよくなる、教育が変わるという実感が持てるような本格的な教育改革に取り組んでまいります。具体的には、基礎学力の向上ときめ細かな指導のための少人数指導等の実施、教員として十分な適格性を有しない者の教員以外の職への円滑な異動、授業妨害やいじめへのきちんとした対応、家庭教育の充実、奉仕活動や体験活動の促進、教育委員会の活性化、子供た

ちの体験活動や読書などを振興する子どもゆめ基金の創設、大学改革の推進など、直ちに取り組むべき改革を実行するため、学校教育法や公立学校の学級編制、教職員定数の標準などに関する法律の改正など、一連の教育改革関連法案を提出してまいります。

教育基本法の見直しについては、教育改革国民会議の最終報告において、新しい時代の教育基本法を考える際の観点として、新しい時代を生きる日本人の育成、伝統、文化など次代に継承すべきものの尊重、教育振興基本計画の策定等を規定することの三点が示されたところであります。これを踏まえ、中央教育審議会等で幅広く国民的議論を深め、しっかりと取り組んで成果を得てまいります。

社会保障制度は、高齢期を迎え、また、疾病、失業などの人生の困難に直面したときに、社会全体で支え合う仕組みとして、国民の安心や社会経済の安定に欠かせないものとなっております。今世紀、我が国は世界でも類を見ない急速な少子高齢化に直面し、経済の伸びを大きく上回って社会保障の給付と負担が増大することが見込まれておりますが、このような中において、持続可能な社会保障制度を再構築し、後代に継承していくことは、我々に課せられた重要な務めであると考えております。

昨年十月には、社会保障構造の在り方について考える有識者会議から、二十一世紀の持続可能な社会保障を形づくるための貴重な御提言をいただきました。これを受けて、今般、政府・与党社会保障改革協議会を発足させたところであり、政府・与党連携のもとで、関連する諸制度の検討を

含め、総合的、包括的な改革に取り組むこととした。今後、本協議会において、改革の理念や基本的な考え方を明らかにする大綱を三月末を目途に取りまとめるとともに、これに基づく具体的推進方策を協議してまいります。そして、国民的な議論のもとで着実に改革を推し進め、自己責任の原則に立つた社会保険方式を基本に、将来にわたり持続可能で安定的、効率的な社会保障制度を構築してまいります。

年金制度につきましては、少子高齢化の進展、高齢期の生活需要の多様化、労働移動の増加など社会経済情勢が大きく変化しており、公的年金を土台としつつ、国民の自助努力を支援する仕組みを整備することが必要であります。このため、国会で継続審査中の確定拠出年金法案の一日も早い成立をお願いするとともに、企業年金において受給権保護を図るための統一制度を創設する法案を今国会に提出してまいります。

近年の急速な少子化の進行は、我が国の経済社会に広く影響を与えることが懸念されており、二十一世紀の我が国が家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会となるよう、政府が一体となつて総合的な取り組みを行うことが重要であります。このため、少子化対策推進基本方針等に基づき、育児・介護休業法の改正法案を今国会に提出し、働きながら子供を産み育てやすい雇用環境の整備を進めるとともに、保育所における低年齢児の受け入れ枠の拡大等により保育サービスの充実を図るなど、福祉、雇用、教育、住宅などの幅広い分野にわたる総合的な少子化対策を推進してまいります。

男女共同参画社会の実現は、我が国社会のあり

方を決定する重要課題の一つであり、昨年十二月に決定された男女共同参画基本計画を着実に推進し、一層の努力を継続してまいります。また、新たに設置された男女共同参画会議において、仕事と子育ての両立支援策について早急に取りまとめ、子供を産むというという役割を果たす女性に社会で活躍できる可能性を広げ、女性にとつても男性にとつても、家庭と仕事とが両立し、安心して子育てができる社会を築いてまいります。

「人間の世紀」を支えるためには、便利で暮らしに楽しさがある都市づくりを目指すことは極めて重要であります。国境を越えた都市間競争の時代を迎えた今、世界に誇れる都市づくりを国家的課題として明確に位置づけ、国民の力を結集して、生き生きとした都市生活や経済活動を支える都市基盤を整備してまいります。特に、大規模な工場跡地を活用した拠点づくりや、町の中心となるターミナル駅などの交通結節点の総合的整備など、魅力的な都市拠点の創造に努めてまいります。また、高齢者が安心して生活できる居住環境を実現するため、高齢者の居住の安定確保に関する法律案を提出するとともに、生活空間、公共交通機関のバリアフリー化を推進してまいります。

食料の安定供給の機能や国土・自然環境の保全等の多面的な機能を有している我が国農林水産業と農山漁村について、食料自給率の向上等を目指し、その健全な発展に取り組んでまいります。また、今国会に、森林の多様な機能の持続的な発揮を図ることを基本理念とする林業基本法改正案と、水産資源の適切な保存管理と持続的利用を基本とした新たな水産政策を構築していくための水産基本法案を提出することといたしております。

二十一世紀の幕あけに当たり、我が国経済社会の展望を開き、国民本位の行政を確立していく上で、政府の新生を初めとする行政改革は何として果たさなければならぬ重要課題であります。国民から信頼される行政を実現し、「信頼の世紀」とできるよう最大限の努力をしております。

中央省庁改革については、橋本内閣以来、内閣の最重要課題の一つと位置づけ、精力的に取り組んでまいりましたが、一月六日、いよいよ新たな府省体制が発足いたしました。この改革は、国民の立場に立つた総合的、機動的かつ透明な行政を目指し、二十一世紀の我が国にふさわしい行政を構築する歴史的な改革であり、改革のメリットを国民にとって確かなものとするよう、全力を挙げて新たな体制に魂を吹き込んでまいります。

(拍手)
昨年十二月に決定した行政改革大綱は、まさに二十一世紀の行政のあり方を示す指針であり、平成十七年までを集中改革期間として、特殊法人、公務員を初めとする行政制度や組織の改革のみならず、規制改革や地方分権の推進など、我が国の行政の構造に踏み込んだ本格的な改革を進めてまいります。このため、先般、新たな行政改革推進本部を設置するとともに、行政改革担当大臣のもと、内閣官房に事務局を発足させたところであります。

公務員制度改革については、三月末までに大枠を示し、六月中には基本設計について成案を得て、秋以降、法制化を含む具体的な作業に入るというスケジュールを進めてまいります。特殊法人等改革及び公益法人改革については、平成十三年度中に整理合理化計画を策定することを目指し

て、できるだけ見直しのスピードを速め、早期に改革の方向性を明らかにしてまいります。

規制改革については、IT、医療・福祉、雇用・労働、教育、環境などの各分野に積極的に取り組むとともに、競争政策の積極的展開を図るため、平成十三年度を初年度とする新たな規制改革推進三カ年計画を三月末までに策定いたします。

また、この計画の実施状況を監視するとともに、経済社会の構造改革の視点も含めて幅広く規制改革を推進していくため、民間人を主体とする新たな審議機関を内閣府に設置することについて検討し、三月末までに具体的な成案を得てまいります。国民本位の効率的で質の高い行政の実現のために、全府省において政策評価制度を着実に実施するとともに、その実効性を高め、これに対する国民の信頼を一層向上させるため、所要の法律案を今国会に提出いたします。

地方分権の推進につきましては、今後とも、国と地方の役割分担に応じた地方税財源の充実確保や、国庫補助負担金の整理合理化等、さらなる推進に強い決意で取り組むとともに、市町村合併の推進など新たな役割を担うにふさわしい行政体制のあり方の問題について真正面から取り組んでまいります。

司法制度改革については、我が国が透明なルールと自己責任の原則に貫かれた事後監視・救済型社会への転換を図り、大いなる発展を遂げていくために不可欠であり、国民的議論の動向や司法制度改革審議会における調査審議の状況を踏まえつつ推進してまいります。また、民事、刑事の基本法制の集中的整備についても、直ちに所要の体制を整えるなどとして、断固たる決意で取り組んでまいります。

二十一世紀は、あらゆる活動のボーダーレス化が進展し、ますますグローバルな視点が要求される「地球の世紀」になると予想されます。「地球の世紀」を迎え、外交の新生を図り、我が国の主体性を発揮し、国際的に貢献していかなければなりません。

二十一世紀を迎えた今、日本外交に求められているものは、日本が平和と繁栄という恩恵を最大限に享受してきた国際的システムを、みずから支えていこうとする責任感とリーダーシップであります。

二十世紀後半、我が国は、先進民主主義国家として、また、世界第二位の経済大国として生まれ変わりました。軍事大国たることを放棄し、資源に恵まれない我が国が、二十一世紀にさらなる発展を実現するためには、国連憲章や多角的自由貿易体制を基礎とする国際的なシステムが効果的に機能することが必要であります。我が国は、新世紀の国際協調の波頭に立って、安保理改革を初めとする国連システムの強化や、WTO新ラウンドの本年中の立ち上げに全力を尽くし、普遍的な価値観やルールの創設、強化に努めなければなりません。

私は、国際的な協調行動を導く日本外交の理念として、人間の安全保障を掲げました。人間の安全保障は、この地球にともに住む人間一人一人の生存、安寧、尊厳の確保を目的とするものであります。貿易、開発、環境など、さまざまな分野で地球規模の取り組みが必要であります。

私は、また、九州・沖縄サミットの議長として、他の首脳とともに英知を絞った具体的諸施策を着実に実施してまいります。ITが人類を繁栄

と貧困の間で分断してしまわないように、ITに関する包括的協力策を着実に実施するとともに、人間の安全保障に対する直接の脅威となっている感染症問題に対し、国際的な取り組みの一層の強化に努めてまいります。さらに、グローバルゼーションによる繁栄の果実をより多くの人々とともに分かち合い、市場経済や多角的自由貿易体制に対する信頼を堅持するため、我が国の重要な外交手段である政府開発援助をさらに効果的、効率的に活用してまいります。

我が国の外交は、自由、民主主義、人権、市場経済という普遍的な価値観のもとで、アジア太平洋地域の平和と繁栄を確保することを引き続き優先課題としなければなりません。二十一世紀前半のアジア太平洋地域における日本外交の基本戦略は、日米同盟関係を基軸として、隣国韓国と堅固な友好のきずなを強化し、中国及びロシアとの間に信頼に基づく協調関係を構築することによって、アジア太平洋地域における安定の枠組みを堅持することにあります。その中で、北東アジア地域の平和と安定に資するよう、韓米両国と密接に協調して、対北朝鮮政策に取り組んでいかなければなりません。また、APEC、ARF、ASEANプラス3などの重層的な地域の対話と協力を推進し、自由で、民主的で、安定し、繁栄する、強靱なアジア太平洋圏の創出を目指さなければなりません。(拍手)

同盟国たる米国との関係については、プッシュ新政権との間で、早期に確固たる信頼関係を構築してまいります。そのためにも、日米間の戦略対話を強化し、日米安保体制の信頼性を向上させていくとともに、日米両国がともに繁栄を享受し得

るような新しい経済関係の枠組みを探索していきたいと考えます。また、今後とも、沖縄の特性を生かした振興開発の推進に努めていくとともに、沖縄県民の負担を軽減すべく、引き続きSACO最終報告の着実な実施に全力で取り組みます。特に、普天間飛行場の移設、返還については、沖縄県及び地元地方公共団体との間の代替施設協議会等において、できるだけ早く成案を得るべく努力してまいります。

二十一世紀のアジア太平洋地域の平和と繁栄のため、中国との間で相互に協力し合う安定的な協調関係を構築していかなければなりません。このため、私は、平和と発展のための友好協力パートナーシップを基礎に、新しい世代のために、地域及び世界における日中両国の協力関係の深化と拡大に邁進してまいります。

朝鮮半島では、昨年、金大中大統領の英断のもとで、緊張緩和に向けて一連の動きがありました。私は、我が国にとって最も近く、かつ、重要な地域である朝鮮半島に真の平和と和解がもたらされるように、積極的に努力してまいります。そのため、まず、韓国との緊密で強力な関係を堅持し、韓米両国と密接に連携して、日朝国交正常化交渉の新たなページをめくりたいと考えています。あります。北朝鮮との人道的問題及び安全保障上の問題については、対話を進める中で、解決に向けて全力を傾けてまいります。

最後に、ロシアとの間では、戦略的・地政学的提携、幅広い経済的協力、平和条約の締結という三つの課題を同時に前進させることが重要であります。平和条約交渉については、プーチン大統領との信頼関係に立ちつつ、北方四島の帰属の問題

を解決する平和条約の締結に向け、日ロ双方が全力を尽くして努力することが必要であると考えております。

国民の生命、財産を守るのは、政治の崇高な使命であります。我が国の防衛については、防衛計画の大綱のもと、昨年末に策定された新中期防衛力整備計画に従い、節度ある防衛力の整備に努めます。特に、IT革命への対応、災害派遣能力の充実強化等に留意してまいります。有事法制は、自衛隊が文民統制のもとで、国家、国民の安全を確保するために必要であります。昨年の与党の考え方を十分に受けとめ、検討を開始してまいります。

「地球の世紀」たる二十一世紀において、国民が真に豊かで安心できる暮らしを実現していく上で、その基盤となる恵み豊かな環境を守り、我々の子孫に引き継いでいくことは、我が国のみならず世界においても最も重要な課題の一つであります。地球温暖化問題については、二〇〇二年までの京都議定書発効を目指し、本年開催が予定されているCOP6再開会合に向け、最大限努力するとともに、国際交渉の進捗状況も踏まえつつ、国民の理解と協力を得て、温室効果ガスの六％削減目標を達成するための国内制度に総力で取り組んでまいります。さらに、大量生産、大量消費、大量廃棄という経済社会のあり方から脱却するため、循環型社会の構築に向け、関連する法律の施行を通じ、具体的な取り組みを進めてまいります。これらの課題を着実に解決し、二十一世紀において地球との共生を実現してまいります。

新世紀を迎えた今、国政のかじ取りを担う責任の重さを痛切に感じております。

新しい世紀を希望に満ちあふれたものにするためには、最初の十年が極めて重要であると考えております。古い殻を突き破り、大きく羽ばたいためには、乗り越えなければならない痛みや苦しみがあります。安住してきた古い慣習を断ち切り、未知なる未来へと飛び出すには、強い勇気が必要であります。

しかし、もうちゅうちゅうしたり、先送りすることとは、許されません。

私は、自由民主党、公明党、保守党の三党結束のもとで、協力して政治の安定を図り、確固たる意志と強い情熱を持って、二十一世紀最初の十年を、今後百年の大計を律する十年と位置づけ、その最初の年となる本年、より一層気を引き締めて、この国の改革に臨んでいく決意であります。

(拍手)

私たちは ひとつの海の いくつかのしずく 私たちは ひとつの大洋の いくつかの波

ともに探そう 協調への道

それが あなたと私の生きる道

厳しく悲惨な生活を強いられているケニアの難民キャンプに住む子供たちが、私のために歌ってくれた詩であります。この平和への願いと、子供たちの希望に輝いた目は、世界のどの国でも同じです。厳しい改革の先にある、豊かな環境に恵まれた平和な日本、そして世界をしっかりと見据え、国民の皆様の声に耳を傾け、国民の皆様とともにこの国をつくっていきたくと考えております。

国民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を心からお願いを申し上げて、私の施政に関する演説を終わります。(拍手)

○議長(井上裕君) 河野外務大臣。

(国務大臣河野洋平君登壇、拍手)

○国務大臣(河野洋平君) 第百五十一回国会の開会に当たり、我が国外交の基本方針について所信を申し述べます。

冒頭、まず最初に申し上げなければならないのは、今回の外務省内における公金横領問題であります。

本件については、先般、省内で調査を行った結果、松尾克俊前要人外国訪問支援室長が公金を横領し、私的目的に使用した明白な疑いがあることが判明したため、同人を警視庁に対し告発をいたしました。問題となっている公金の管理を六年近くの長きにわたり一人の人間に任せ、組織としてチェック体制に不備があったため、問題の発生を未然に防げなかったことにつきましては、外務省の責任を痛感いたしております。ここに改めて、国民の皆様への信頼を傷つけたことに心からおわびを申し上げます。

今後は、こうしたことが二度と起こらないよう、既に要人外国訪問支援室を廃止し、同業務を大臣官房総務課長の責任のもとで行うといった再発防止のための抜本的改善策を講じつつあるところであります。さらに、この関連での金銭の出納に関しましては、二重、三重の監査体制を導入することを検討いたしております。今後は、事件の捜査に対しまして外務省として全面的に協力するとともに、外務省の調査委員会に対し、継続して必要な内部調査を行うよう指示する考えであります。

私としては、今回の事件に対する厳しい反省に立ち、襟を正して真相究明と抜本的な再発防止に

取り組むことによって、外交に対する国民の信頼を回復するよう全力を尽くす所存であります。

新世紀の初めに当たることは、サンフランシスコ講和会議からちょうど五十周年目の節目に当たっています。

戦後、我が国は、日本国憲法のもと、アメリカとの協力関係を基軸にし、国際協調路線を歩んできました。また、我が国は、自由、民主主義、基本的人権の尊重といった人類が歴史の中で勝ち取ってきた価値を国の基本に据えてまいりました。このような方針のもと、国づくりに努めた結果、経済面では欧米先進国に肩を並べる繁栄を實現し、国際政治においては主要国首脳会議のメンバーとして、世界の政治、経済に大きな責任を担うこととなりました。

私は、今日の我が国のこのような国際的地位の基礎を築かれた先輩世代の御努力、特に額に汗して必死に頑張った勤勉な市井の方々、あるいは戦場において犠牲を払われた方々に心から敬意を表したいと存じます。私は、戦後の残された問題の解決も含め、全力を挙げて日本国民の利益と名誉を守っていく決意を改めて表明したいと存じます。

また、我が国は平和外交を掲げる経済大国として経済協力を重視し、さらに欧米ではない先進民主主義国家として途上国に対し民主主義的価値を訴えかけるとともに、同時に異なった民族・宗教間で文明間の対話を推進すべき位置を占めていると思えます。

今日の我が国の平和と繁栄は、近隣諸国との強い信頼の上にこそ築かれるものであり、これら諸国との友好関係を一層強固なものとすることが我が

が国外交の第一の柱であります。

自由、民主主義といった価値を共有する日米の緊密な関係は、アジア太平洋地域の平和と安定に大きな役割を果たしてきました。我が国としては、日米同盟関係の強化に積極的なアメリカ新政権との間であらゆる問題について十分な政策対話を行ってまいります。そのためにも、先般、私はアメリカを訪問し、パウエル国務長官、ライス大統領補佐官と会談をし、日米同盟関係の重要性を確認するとともに、政治、安全保障、経済の分野、さらにはグローバルな課題につき、日米両国が緊密な対話を行い、密接に協力していくことで意見が一致いたしました。また、沖縄の米軍施設・区域の問題につきましても、パウエル国務長官と話し合いましたが、引き続き普天間飛行場の移設、返還を初めとするSACO最終報告の着実な実施に取り組むなど、沖縄県の方々が我が国全体の平和と安全のために背負っておられる多大な御負担を軽減していくため、誠心誠意努力してまいります。

二十一世紀の東アジアで、中国の存在はますます注目を集めることになると思われれます。日中両国が安定した友好協力関係を構築、発展させることは、それ自体、アジア太平洋地域、ひいては世界の平和と発展への大きな貢献につながります。このため、お互いに歴史を踏まえつつ、主張すべきは主張し、相互理解と相互信頼を一層発展させていきたいと考えています。また、中国がさらなる改革を進め、中国国民の生活が向上し社会が安定すること、この地域の平和と繁栄にとり不可欠な要素であります。このような観点から、我が国は、過去二十年余り、中国に対する政府開発援助

を実施してまいりました。今後とも、両国をめぐる経済・社会状況などの変化を踏まえて、国民の理解と支持を得て、重要課題、分野をより明確にした支援を実施していく考えであります。

日韓の友好協力関係は近年一段と強化され、今や日韓外交の重要な財産となっております。今後とも、政府間の協力を強化し、幅広く両国民の交流を促進し、決して歴史を忘れず、日韓両国間の信頼のきずなを強固なものとするよう不断の努力を傾けてまいります。

また、日本外交には、戦後の半世紀、積み残されてきた課題として、日朝国交正常化交渉及び日ロ平和条約交渉があります。私は、これらの問題に取り組むことが自分自身の重大な責務であると考えております。

北朝鮮は、最近になって国際社会との接触を急速に深めており、昨年の南北首脳会談の実現など、朝鮮半島をめぐって、これまでになかった大きな動きが見られました。我が国としても、第二次世界大戦後の正常でない日朝関係を正すことが極めて重要であると考えております。今後とも、韓米両国と緊密に連携し、北東アジアの平和と安定に資する形で、日朝国交正常化交渉に粘り強く取り組んでまいります。また、そのような対話を通じて、日朝間に存在するさまざまな人道問題や安全保障問題についても、解決に向け進展が見られるよう全力を傾ける考えであります。

ロシアとの間では、私は、最近、イワノフ外相との間で平和条約締結問題を中心に率直な意見交換を行いました。今後とも、北方四島の帰属の問題を解決し、平和条約を締結するとの一貫した方針のもと、交渉を進めてまいりたいと思います。

我が国としては、さらに、ASEAN地域フォーラム、アジア太平洋経済協力、ASEANプラス3、日中韓などの枠組みを重層的に発展させ、二十一世紀における東アジアの平和と繁栄を確固たるものにしていく決意であります。

第二に、軍縮・不拡散を中心とするグローバルな平和への取り組みであります。軍縮・不拡散こそは日本が国際社会の協調を主導すべき分野であり、この問題に果敢に取り組むことが私の使命と考えております。

二十一世紀に入っても、広島と長崎の惨禍の記憶を風化させてはなりません。我が国は、核兵器及びミサイルの拡散に歯止めをかけ、これを削減するため、積極的にイニシアチブを発揮していく考えであります。特に、核のない世界の実現のため、昨年に我が国が国連総会に提出し、圧倒的多数をもって採択された核兵器の全面的廃絶への道程決議で示されている、核軍縮・不拡散に関する現実的措置の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

二十一世紀の国際社会の平和と安定の実現のためには、紛争予防が重要な課題であります。昨年の宮崎G8外相会合を取り組みの第一歩とし、今後とも地道な努力を積み重ねていくことが肝要であります。特に、多くの地域紛争において主要武器として使用されている小型武器については、その回収、廃棄及び非合法取引の防止を含む対策をとられるよう、本年七月の国連会議に向けて努力をしていくべきであります。また、紛争の当事国のみならず、紛争により多大な影響を受ける周辺国に対しても十分な支援と協力を行っていくことが重要だと考えます。

紛争予防との関連で申し上げれば、中東和平については、当事者双方が和平実現に向けて取り組みを強めることが重要であります。我が国としても、アメリカを初めとする国際社会と協調しつつ、積極的に関係国への働きかけなどの和平支援を行っていく考えであります。

このような国際社会において、唯一の普遍的・包括的機関である国連がますます多様化、複雑化する国際社会の課題に対応できるよう、安保理改革を含む国連の体制強化が必要であります。我が国は、安保理において我が国の能力と経験を生かすために、常任理事国となつて一層の責任を果たしたいと考えております。

第三に、世界の繁栄に向けた取り組みであります。多角的な自由貿易体制の強化のために、WTOにおいて各国の幅広い関心に対応する新ラウンドを本年開始すべく、アメリカ、EUなどの先進国のみならず、途上国とともに最大限努力をいたします。

地球温暖化問題については、先般の第六回締約国会議では合意に至りませんでした。建設的な形で早期に国際的合意が形成されるよう引き続き努力を続けてまいります。

次に、経済協力について申し上げます。

途上国に対する支援は、まず第一に、貧困や飢餓に見舞われている人々に手を差し伸べるという人道的な目的があります。また、冷戦終えん後も多発する民族・宗教紛争も、その背後には貧困や経済格差の問題がある場合が多く、途上国支援は国際平和を実現するための最も現実的な方策であります。同時に、途上国の経済発展は市場を育てるという側面があり、長い目で見れば日本企業、

日本国民にとっても利益になる政策であります。事実、我が国の援助の多くが向けられた東アジアは安定と繁栄を享受し、我が国の努力に対しては高い評価が与えられております。

政府としては、極めて厳しい経済・財政状況のもとで、ODAの実施に当たっては、国際社会で我が国が果たすべき役割とともに、我が国の国益という観点をも忘れることなく、国民の皆様の一層の御理解と御支持を得て、引き続き効果的、効率的な実施に努めていく考えであります。

アフリカなどの開発途上国に見られるように、貧困や情報格差、感染症などの問題は二十一世紀の国際社会の直面する重要な課題であります。我が国としては、人間の安全保障の視点からも、九州・沖縄サミットにおいて表明したIT、感染症対策の支援策などを着実に実施してまいります。

長期的視野に立った人と人、国と国との間の信頼関係の構築には、他国の人々が築き上げてきた文化や歴史への深い敬意とお互いの差異を積極的に受けとめ尊重する心を持ちながら、共通の価値を見出し、国民の間での相互理解への道を切り開く努力が必要であります。世界の平和を考える上でも、例えば異なる宗教や民族間の対話を深めることは、貧困の克服と並んで極めて重要な課題であると考えます。

私は、第四の取り組みとして、文化外交を展開し、異なる文明の間の対話を促進してまいります。とりわけ、本年は文明間の対話国連年でもあります。私は文明間の対話のための新たな施策を展開して、この問題にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

二〇〇二年の日韓国民交流年、日中国交正常化

三十周年あるいは南西アジア諸国との外交関係樹立五十周年などの記念交流事業は、私たち一人一人がより深くアジアを知ろうとすることに極めて意義深いと思います。豊かな文化的接触は、平和で活力ある人類社会の構築に向けた推進力であり、我が国としてもそのための場を積極的に提供してまいります。中でも、私は、世界のあすを担う青年層の交流や草の根の交流に一層力を注いでまいりたいと思います。

先般、私は湾岸諸国を訪問し、文明間の対話の促進などを訴え、ともすれば原油の輸出入に関係の重点が置かれがちであった湾岸諸国との間で重層的な関係を築いていく必要性を強調してまいりました。また、引き続き訪問したスウェーデンにおきましては、本年からの日欧協力の十年開始に当たり、EUとの政治対話・協力の強化を含む関係強化のための具体策などにつきまして、ことしの議長国スウェーデンの外相、そしてEUの共通外交・安全保障政策上級代表等と怠慢のない意見交換を行ってまいりました。

我々は、二十一世紀に生まれてくる子供たちに、平和で安定し、豊かな世界を引き継ぐという重大な責務を背負っております。そのため、戦後の外交路線をしっかりと継承するとともに、新しい時代に対応した外交を力強く展開してまいりたいと存じます。また、重要性を増している市民社会の自発的な行動とも引き続き建設的な連携関係を築いてまいりたいと思います。新世紀の日本外交に、国民の皆様と御臨席の議員各位の御支援と御協力を心からお願ひ申し上げます。(拍手)

○議長 井上裕君 宮澤財務大臣。

(国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手)

○国務大臣(宮澤喜一君) 平成十三年度予算の御審議に当たりまして、今後の財政政策等の基本的な考え方について所信を申し上げますとともに、予算の概要を御説明申し上げます。

我が国は、戦後半世紀の間に敗戦の荒涼からの復興と高度成長をなし遂げ、世界経済におけるその地位を築き上げましたが、二十世紀末に至りまして、内外情勢の大きな変化に直面することとなりました。すなわち、バブル経済の崩壊及びその後の景気の長期的低迷によりまして、それまでの右肩上がりの経済は変容を余儀なくされ、また少子高齢化の進展、経済のグローバル化やソフト化、情報化といった構造変化も急速に進んでおります。

このような状況のもと、我が国経済社会が新しく迎えた二十一世紀において安定的に発展するためには、まず我が国経済を自律的回復軌道に乗せることが重要であります。同時に、我が国経済社会の抱える構造的諸課題に対処していくことが求められております。

このような努力を通じ、我々は二十一世紀における我が国の繁栄を築いていかなければならないと考えておりまして、今後の財政政策の運営に当たりましては、以下に申し上げます諸課題に全力を挙げて取り組んでまいります。

第一の課題は、二十一世紀の新たな発展基盤を構築しつつ、景気を自律的回復軌道に乗せることでありまして。

我が国経済の現状を見ますと、企業部門を中心に自律的回復に向けた動きが継続し、全体として

は緩やかな改善が続いております。しかしながら、依然として雇用情勢は厳しく、個人消費もおおむね横ばいの状態が続いております。公需から民需への円滑なバトンタッチに万全を尽くす必要がございます。

こうした認識のもと、まずは、さきの国会において成立した平成十二年度補正予算の円滑かつ着実な執行に努めてまいります。

また、平成十三年度予算においては、総額七千億円の日本新生特別枠を活用し、IT革命の推進、環境問題への対応、高齢化対応、都市基盤整備の四分野を中心に、我が国の新たな発展基盤の構築に資する施策に重点的な予算配分を行います。

つ、公共事業につきましては、平成十一年度以降三年連続となる高水準の公共事業関係費を確保するとともに、公共事業等予備費三千億円を計上するなど、自律的な景気回復の実現に向けて十分な対応を行うことといたしました。

税制については、我が国企業の経営環境の変化を踏まえ、企業組織再編成にかかわる税制を整備するほか、景気回復に配慮して、新たな住宅ローン減税制度を創設するとともに、中小企業投資促進税制を継続するなどの措置を講じております。

また、株式等譲渡益についての申告分離課税への一本化を二年延期するほか、電子計算機の耐用年数の見直しや特定非営利活動法人を支援するための措置等を講ずることといたしております。

なお、一昨年から実施しております個人所得課税及び法人課税の減税は、景気の改善に寄与していると考えております。

第二の課題は、財政の効率化と質的改善を進めることとあります。

平成十三年度予算におきましては、厳しさを増している財政状況にかんがみ、財政の効率化と質的改善を図るため、次のような措置を講じたところであります。まず、公共事業につきましては、個々の事業の徹底した見直しにより、投資効率の乏しい事業を中止いたしました。また、地方財政対策において、新たに特例地方債を発行し、あわせて交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入額を増額する等の制度改正を行うことにより、国、地方を通ずる財政のさらなる透明化を推進することといたしました。さらに、中央省庁等改革を機に、施策の融合化と連携を図る等の取り組みを行ったところであります。

また、公債発行額につきましては、一方で金融破綻への備えのための国債の償還費の手当てを行う必要がなくなったという減要因があり、他方でただいま申し上げました地方財政対策に伴う増要因がございますが、このような状況のもと、可能な限りの縮減を図ることといたしました。これらの結果、平成十三年度の公債発行額は前年度当初予算より四兆二千九百二十億円減額し、また、公債依存度は四・一ポイント減少して三四・三％となる見込みでございます。

しかしながら、平成十三年度末の国、地方の長期債務残高が六百六十六兆円に達する見込みであるなど、我が国財政は依然として極めて厳しい状況にあり、今後、我が国が安定的に発展するためには、財政構造改革は必ずしなすなければならない課題であります。

財政構造改革に当たりましては、あるべき経済社会の姿を展望しつつ、望ましい税制の構築や社会保障制度改革、中央と地方との関係まで幅広く

視野に入れて議論していく必要があると考えております。今後、経済財政諮問会議などの場において、ただいま申し述べました問題意識も念頭に置いて、経済、財政の構造改革に向けた諸課題について検討を行ってまいります。

第三の課題は、世界経済の安定的発展に貢献することです。

経済のグローバル化が進む中で、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向けて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められていることは論をまちません。アジア通貨危機の経験から、我が国がアジア地域との連携を強化し、その経済安定に積極的に寄与していく必要性も一層高まっております。このような認識のもと、国際通貨システムの安定に取り組むとともに、昨年五月にASEAN諸国及び日本、中国、韓国の財務大臣間で合意されましたチェンマイ・イニシアチブの推進等、アジアにおける地域協力の一層の強化に努力してまいります。

また、多角的自由貿易体制の維持強化の観点から、我が国はWTOにおける新ラウンドの早期立ち上げのために引き続き努力してまいり所存であります。二国間の自由貿易協定にも取り組むこととし、現在、シンガポールとの間で、本年末までの終了を目指して協定交渉を進めております。さらに、平成十三年度関税改正におきまして、発展途上国か

らの輸入品に対し低い関税率を適用する特惠関税制度の改善等を行うこととしたしております。

次に、今国会に提出しております平成十三年度予算の概要について御説明いたします。

まず、歳出面については、一般歳出の規模は四十八兆六千五百八十九億円となり、前年度当初予算に対して一・二％の増加となっております。

国家公務員の定員につきましては、五千九百八十八人に上る行政機関職員の定員の縮減を図っております。補助金についても、その整理合理化を積極的に推進しております。

一般会計の予算規模は八十二兆六千五百二十四億円、前年度当初予算に対して二・七％の減少となっております。

次に、歳入面について申し上げます。

租税等については、さきに申し述べました税制改正を織り込み五十九兆七千二百七十億円を見込んでおります。

公債発行額は、前年度当初予算より四兆二千九百二十億円減額し、二十八兆三千百八十億円となっております。特例公債の発行につきましては、別途所要の法律案を提出し、御審議をお願いすることとしたしております。

財政投融资計画につきましては、財政投融资改革の趣旨の通り、資金の重点的、効率的な配分を図ることとしたところであり、その規模は三十二兆五千四百七十二億円となり、前年度当初計画に対して一五％の減少となっております。

次に、主要な経費について申し上げます。

社会保障関係費については、将来にわたり持続可能で安定的、効率的な社会保障制度の構築に向けた取り組みを行い、メディカル・フロンティア戦略の推進を図ることとしております。

公共事業関係費については、効率化と質的改善を進めることとし、具体的には、再評価制度の厳格な適用により二百七十二件の事業を中止するとともに、IT革命の推進等我が国経済社会の新生に資する施策に対し最大限の重点化を行っております。

文教及び科学振興費については、創造的で活力に富んだ国家を目指して、少人数指導の実施等教育改革の推進のための環境整備、高等教育、学术研究の充実、競争的資金の拡充等による科学技術の振興等の施策の推進に努めております。

防衛関係費については、新たな中期防衛力整備計画の初年度予算といたしまして、効率的で節度ある防衛力整備を行うこととしております。

農林水産関係予算については、新たな基本法に基づく食料・農業・農村基本計画の着実な推進や、林野・水産分野における担い手の確保、育成等に重点を置いた施策の推進等に努めております。

経済協力費については、さらなる効率化、重点化を促進しつつ、国際社会の安定と発展に貢献するための諸施策を推進しております。

への対応等総合的なエネルギー対策を着実に進めております。

中小企業対策費については、IT革命への対応を初め、中小企業者のニーズにきめ細かく対応する経営支援体制の充実、創業、経営革新等への重点化を図っております。

地方財政につきましては、財政のさらなる透明化を図る等の観点から、従来の方式にかえ、平成十三年度から三年間新たに特例地方債を発行する等の制度改正を地方財政対策において行うことといたしました。地方公共団体におかれましても、歳出全般にわたる見直し、合理化、効率化に積極的に取り組まれるよう要請するものでございまして、

以上、平成十三年度予算の概要について御説明いたしました。

国民の皆様への御理解と御協力をいただき、自律的な景気回復の実現に向けて経済運営を行いつつ、新たな時代を迎えた我が国の経済、財政の諸課題に対処していく所存であります。

関係法律案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

(拍手)

○議長(井上裕君) 麻生経済財政政策担当大臣。

(國務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○國務大臣(麻生太郎君) 経済財政政策担当大臣として、我が国経済の課題と政策運営の基本的考

え方について所信を申し述べさせていただきます。

まず初めに、去る一月六日、今回の中央省庁再編の眼目の一つである経済財政諮問会議が発足したことを御報告申し上げます。この諮問会議は、経済財政政策にかかわる各閣僚に加え、経済の現場の実態や経済に対する深い洞察力を有する有識者を構成員とし、内閣総理大臣を議長として、日本経済全般の運営基本方針、予算編成の基本方針及び財政運営の基本を初めとする経済財政政策に関する重要事項について調査審議し、具体的な建議を行うことなどを主な任務といたしております。

政治が責任を持って政策決定をリードし、国民に明確なメッセージを伝え、的確な政策運営を通じて国民の期待にこたえるためには、諮問会議において包括的かつ実質的な検討を行い、その成果を上げていくことが重要であります。私は、この目的のために全力を挙げて取り組んでまいりる所存であります。

諮問会議にとつての第一の課題は、経済を着実に自律的回復軌道に乗せることとあります。このため、現状及び今後の見通しを含めた的確な景気判断が必要であり、これを前提に財政金融政策など経済財政運営のあり方について検討を行っていかねばなりません。また、予算編成に当たっては、歳出の重点分野、景気との関連など、経済運営の基本的考え方について検討を行い、もって

効果的な経済財政政策の実施に寄与することが重要であります。

第二の課題は、財政も含め経済社会全体をどのような理念に基づきどのような形に構築していくのか、すなわち経済社会の構造改革をどのように進めていくかということであると考えております。その際、重要なことは、日本経済の潜在的な発展可能性を十分に開花させるための施策と、国民が将来に対し安心を持てる経済社会の実現を目指す制度の確立であります。

その検討に当たっては、国、地方の役割分担、社会保障制度、社会資本整備や税制など、さまざまな制度的諸課題について中長期的な経済社会全体の姿を描いた上で、マクロ経済のバランスを観点に加え、整合的に検討を進めていくことが必要であります。

当面、具体的には、中長期的な経済財政の運営方針に関する議論を進めていく中で、経済や財政に与える影響が大きい社会保障制度の問題など、制度的諸課題に関する改革の方向性について取りまとめていきたいと考えております。

これまでの経済運営を振り返ると、我が国経済は、御承知のとおり、平成十年秋にはデフレスパイラルに陥りかねない危機的な状況にありました。幸い、同年十一月に決定した緊急経済対策により危機的状況からの脱却に成功し、その後、平成十一年十一月に決定した経済新生対策の推進を通じて、景気回復の一段の推進と経済社会構造の改

革の実現に努めてきたところであります。

さらに、昨年十月、急激な公需の落ち込みを回避し、我が国経済を自律的回復軌道に確実に乗せるとともに、二十一世紀にふさわしい経済社会の構築を目指し、日本新生のための新発展政策を決定し、現在これを強力に推進しているところであります。

現在、景気は企業収益や設備投資など企業部門を中心に緩やかな改善が続いております。しかしながら、雇用情勢は改善がみられており、個人消費もおおむね横ばいで推移するなど厳しい状況は今なお脱しておりません。また、米国経済の減速、株価の下落など景気の先行きに警戒すべき要素が出てきております。

政府としては、このような景気の現状認識に立ち、引き続き景気回復に軸足を置いた経済財政運営を行い、日本経済の自律的回復軌道に乗せていくことを第一の重要課題として取り組んでまいります。また同時に、二十一世紀を迎え、情報化、高齢化、グローバル化などが急速に進展する中で、情報通信技術による産業・社会構造の改革、いわゆるIT革命の推進を初めとして、我が国経済を新しい時代にふさわしい構造に改革し、新たな発展へと飛躍させる取り組みが急務であると認識をいたしております。

以上のような基本的考え方を踏まえ、政府としては、平成十三年度において、以下に申し上げる三項目を重点項目として経済運営を行ってまいります。

まず第一は、自律的な景気回復の実現であります。

日本経済を自律的回復軌道に確実に乗せるため、日本新生のための新発展政策の着実かつ円滑な実施を図るとともに、平成十三年度予算におきましては、公共事業は前年度当初予算と同程度の規模を確保し、地方財政にも配慮して、その適切な執行を図ります。また、税制面においては、住宅減税などの措置を講じます。

また、日本銀行に対しましては、経済の自律的回復を確実なものとするため、金融・為替市場の動向も注視しつつ、豊富で弾力的な資金供給を行うなど、適切かつ機動的に金融政策を運営されるよう要請をいたします。

第二は、時代を先取りした経済構造改革を推進し、中長期的な経済成長力の向上を目指すこととあります。

景気を自律的な回復軌道に乗せ、再び力強い日本経済を創出するためには、短期的な対策のみならず、我が国経済社会の構造改革を大胆に推進していかなければなりません。

その際、IT革命の飛躍的推進、環境問題への対応、少子高齢化対策、都市基盤、生活基盤の整備、産業新生のための事業環境整備などに重点を置いてまいります。

IT革命の飛躍的推進については、光ファイバーなど超高速ネットワーク網の整備及びその競

争政策、電子商取引ルールへの新たな環境整備、電子政府の実現、人材の育成強化、以上四つを重点分野として集中的に取り組みます。

環境問題への対応につきましては、循環型社会形成の推進、地球温暖化対策、有害化学物質対策などに取り組みとともに、地球環境との調和を促進いたします。

少子高齢化対策については、総合的、包括的に社会保障制度改革に取り組みとともに、公共空間などのバリアフリー化、高齢者雇用の促進や仕事と子育ての両立を可能にするための就労環境整備、預かり保育サービスの充実などに取り組みます。

都市基盤、生活基盤の整備につきましては、交通渋滞の解消や快適かつ活力ある都市空間の創出を図るとともに、生活基盤充実、防災対策などに取り組みます。

産業新生のための事業環境整備につきましては、企業法制などの整備、企業組織再編に係る税制の整備、創造的技術革新のための基盤整備、中小企業対策、金融システムの安定化、金融市場の活性化、債権流動化などの促進に取り組みます。

平成十三年度経済運営の基本的態度の第三は、世界経済の持続的発展への貢献であります。

世界経済の持続的発展のためには、多角的貿易体制の維持強化は不可欠であります。この観点から、本年中に各国の幅広い関心にこたえる形でWTO新ラウンドを立ち上げるべく、我が国として

も引き続き努力をいたしてまいります。また、APEC、ASEANプラス3などのアジア太平洋地域における地域協力の枠組みの構築を一層図ってまいります。さらに、現在、日本とシンガポールの間で経済連携協定交渉が進められておりますが、WTO協定に整合的な地域貿易協定は、多角的貿易体制の枠組みの中での世界的自由化やルールづくりを加速させる触媒として、その役割を果たし得るものと考えております。

なお、先般発足いたしました米国のブッシュ新政権との間では、アジア太平洋地域のみならず、世界の平和と繁栄を確保していくための経済面における協力のあり方について、緊密な対話を通じて、協力を行っていきたくと考えております。

以上三つの重点項目を達成することにより、平成十三年度につきましては、個人消費、設備投資など、民需を中心とした経済成長を続ける姿が定着し、自律的回復軌道をたどるものと考えております。

この結果、平成十三年度の実質経済成長率は一・七％程度になると見通しております。

さて、日本経済の潜在可能性を開花させる施策として、また、経済の構造改革を推進する起爆剤として、IT革命の持つ意味は極めて大きいと考えております。IT革命の推進は、森内閣発足当初から、日本新生の最も重要な柱として位置づけられてまいりました。今回の景気回復局面においても、ITは実際に極めて大きな役割を果たして

おります。現在、インターネットの国民全般への普及、利用の促進などを目的とし、インターネット博覧会、インパクを開催いたしておりますが、今後、政府といたしましては、先般決定したe-Japan戦略を踏まえ、五年以内に世界最先端のIT国家となることを目指し、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定める重点計画を三月末を目途に策定することといたしております。また、本年度末までに策定予定の新たな規制改革推進三カ年計画においては、IT革命推進等のための規制改革を積極的に推進することといたしております。

国民がITを活用し、そのメリットを十分に享受するためには、電子商取引等に対する消費者の信頼の確立も極めて重要であります。このため、個人情報保護の推進に関する基本法制の整備を初め、消費者保護の推進に努めてまいり所存であります。また、本年四月に施行される消費者契約法の実効性確保にも取り組んでまいります。さらに、IT革命、構造改革の推進を通じて我が国の高コスト構造を是正するとともに、ボランティア活動を初めとするNPOの活動を促進することにより、国民が生活の豊かさをより一層実感できるような経済社会の実現に努めてまいります。

現在、我が国に求められている変革の方向性は、官から民へ、あるいは行政による規制、保護から市場メカニズム・自己責任原則へというものであると認識をいたしております。このような中

で、政治に求められていることは、政治が責任を持って政策決定をリードし、国民に将来に対する明確なメッセージを伝え、的確な政策運営を通じて国民の期待にこたえていくこととあります。民間の英知を生かしつつ政治主導で経済財政の政策運営を担う経済財政諮問会議は、その実現のために最も重要な役割を担うものであります。

バブル崩壊後の我が国経済は、その対応、対策に取り組んでまいりました。二十一世紀を迎えた今日、現状と今後の見通しを含めた的確な情勢認識をもとに、将来を見据えた効果的な経済財政運営を実現し、我が国の進むべき方向とビジョンを示していくことが必要であります。

幸い、我々日本人は、明治維新や戦後の例は言うに及ばず、オイルショックや急激な円高等、国家が非常事態に陥るなどの困難に直面するとき、その困難を乗り越える強い精神とすぐれた能力があります。今日、日本が置かれている現状を正しく認識し、この能力を十分に発揮できる環境さえ構築されれば、現状の困難は必ず乗り越えられるものと確信をいたしております。(拍手)

昔より、絶望は愚者の結論と言われます。二十一世紀という新しい時代の幕あけに当たり、私は、やればできると日本の将来に希望を持ち、経済財政の運営に万全を期する覚悟であります。

国民の皆様、また議員各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの演説に対する質疑

は次会に譲りたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十五分散会

出席者は左のとおり。

議長 井上 裕君
副議長 菅野 久光君

議員
高橋 令則君 高橋紀世子君
山本 保君 沢 たまき君
戸田 邦司君 岩本 莊太君
海野 義孝君 世耕 弘成君
脇 雅史君 平野 貞夫君
水野 誠一君 魚住裕一郎君
益田 洋介君 長谷川道郎君
末広まきこ君 田村 秀昭君
松岡満壽男君 松 あきら君
大森 礼子君 渡辺 孝男君
阿部 正俊君 金田 勝年君
渡辺 秀央君 堂本 暁子君
福本 潤一君 但馬 久美君
山下 栄一君 弘友 和夫君
鶴保 庸介君 溝手 顕正君
田名部匡省君 椎名 素夫君

日笠 勝之君 風間 昶君
木庭健太郎君 荒木 清寛君
入澤 肇君 若林 正俊君
浜四津敏子君 続 訓弘君
浜田卓二郎君 森本 晃司君
鶴岡 洋君 白浜 一良君
泉 信也君 月原 茂皓君
星野 朋市君 扇 千景君
中島 啓雄君 山下 英利君
岩井 國臣君 国井 正幸君
田浦 直君 森田 次夫君
日出 英輔君 仲道 俊哉君
中川 義雄君 佐藤 昭郎君
佐々木知子君 鈴木 正孝君
常田 享詳君 田村 公平君
畑 恵君 齊藤 滋宣君
森山 裕君 釜本 邦茂君
龜谷 博昭君 鈴木 政二君
武見 敬三君 岩城 光英君
森下 博之君 加納 時男君
岩永 浩美君 太田 豊秋君
魚住 汎英君 服部三男雄君
佐藤 泰三君 狩野 安君
山下 善彦君 野間 赳君
清水 達雄君 上野 公成君
田中 直紀君 沓掛 哲男君
松田 岩夫君 松谷蒼一郎君
須藤良太郎君 吉村剛太郎君

山崎 正昭君 片山虎之助君
中曾根弘文君 久世 公堯君
吉川 芳男君 関谷 勝嗣君
石井 道子君 上杉 光弘君
野沢 太三君 陣内 孝雄君
青木 幹雄君 大野つや子君
水島 裕君 景山俊太郎君
山崎 力君 龜井 郁夫君
有馬 朗人君 阿南 一成君
市川 一朗君 岩瀬 良三君
岸 宏一君 山内 俊夫君
依田 智治君 山本 一太君
三浦 一水君 松村 龍二君
木村 仁君 久野 恒一君
林 芳正君 谷川 秀善君
中島 眞人君 中原 爽君
長峯 基君 橋本 聖子君
南野知恵子君 海老原義彦君
北岡 秀二君 保坂 三蔵君
加藤 紀文君 大島 慶久君
成瀬 守重君 清水嘉与子君
鴻池 祥肇君 矢野 哲朗君
河本 英典君 石渡 清元君
鹿熊 安正君 鎌田 要人君
西田 吉宏君 竹山 裕君
倉田 寛之君 真鍋 賢二君
岡野 裕君 坂野 重信君
岩崎 純三君 斎藤 十朗君

中村 敦夫君 高橋 千秋君
羽田雄一郎君 谷林 正昭君
木俣 佳丈君 内藤 正光君
福山 哲郎君 櫻井 充君
郡司 彰君 佐藤 雄平君
海野 徹君 小川 敏夫君
高嶋 良充君 本田 良一君
平田 健二君 朝日 俊弘君
前川 忠夫君 和田 洋子君
菅川 健二君 伊藤 基隆君
小山 峰男君 今泉 昭君
石田 美栄君 柳田 稔君
築瀬 進君 藤井 俊男君
岡崎トミ子君 佐藤 泰介君
川橋 幸子君 長谷川 清君
薬科 満治君 興石 東君
円より子君 角田 義一君
寺崎 昭久君 足立 良平君
勝木 健司君 千葉 景子君
直嶋 正行君 北澤 俊美君
久保 亘君 江田 五月君
山下八洲夫君 広中和歌子君
浅尾慶一郎君 西川きよし君
大門実紀史君 宮本 岳志君
福島 瑞穂君 小宮山洋子君
島袋 宗康君 八田ひろ子君
小泉 親司君 照屋 寛徳君

齋藤 勤君	石井 一二君	經濟産業大臣	平沼 赳夫君
大沢 辰美君	井上 美代君	国土交通大臣	扇 千景君
大脇 雅子君	三重野榮子君	国務大臣 (内閣官房長官)	
小林 元君	佐藤 道夫君	(男女共同参画担当大臣)	福田 康夫君
西山登紀子君	須藤美也子君	国務大臣 (国家公安委員会委員長)	伊吹 文明君
阿部 幸代君	畑野 君枝君	(防災担当大臣)	
清水 澄子君	堀 利和君	防衛大臣 (防衛庁長官)	齊藤斗志二君
今井 澄君	岩佐 惠美君	国務大臣 (沖縄及び北方対策担当大臣)	橋本龍太郎君
林 紀子君	富樫 練三君	国務大臣 (金融担当大臣)	柳澤 伯夫君
小池 晃君	日下部禮代子君	国務大臣 (経済財政政策担当大臣)	麻生 太郎君
谷本 魏君	笹野 貞子君	国務大臣 (科学技術政策担当大臣)	笹川 堯君
竹村 泰子君	吉川 春子君	副大臣	
緒方 靖夫君	笠井 亮君	環境副大臣	沓掛 哲男君
池田 幹幸君	淵上 貞雄君		
大淵 絹子君	松前 達郎君		
本岡 昭次君	吉岡 吉典君		
市田 忠義君	筆坂 秀世君		
山下 芳生君	橋本 敦君		
梶原 敬義君	山本 正和君		

内閣総理大臣 森 喜朗君

総務大臣 片山虎之助君

法務大臣 高村 正彦君

外務大臣 河野 洋平君

財務大臣 宮澤 喜一君

文部科学大臣 町村 信孝君

厚生労働大臣 坂口 力君

農林水産大臣 谷津 義男君

第百五十回国会閉会後の議長の報告事項

平成十二年十二月五日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国会等の移転に関する特別委員

辞任 藤井 俊男君 補欠 佐藤 雄平君

同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員福山哲郎君提出土地収用法等に関する質問(第一三三号)(答弁することができず期限十二月二十日)

参議院議員福島瑞穂君提出東海地震と浜岡原発の耐震性等に関する質問(第一四号)(同 十二月二十七日)

参議院議員朝日俊弘君提出医療法における精神病床の人員配置基準に係る特例規定と社会権規約に関する質問(第一五号)(同 十二月二十五日)

参議院議員福島瑞穂君提出朝鮮人労務者等の未払金供託に関する質問(第一六号)(同 十二月二十七日)

参議院議員清水澄子君提出日本政府が認定した「北朝鮮による拉致の疑いのある事件」に関する質問(第一七号)(同 平成十三年一月十七日)

参議院議員櫻井充君提出医療保険制度に関する質問(第一八号)(同 平成十三年一月十七日)

参議院議員櫻井充君提出医療の質に関する質問(第一九号)(同 平成十三年一月十七日)

参議院議員小泉親司君外一名提出神奈川県内の米軍基地・施設における遊休部分の返還に関する質問(第二〇号)(同 十二月二十日)

参議院議員大脇雅子君提出外国人研修・技能実習制度に関する質問(第二一号)(同 平成十三年一月十七日)

参議院議員櫻井充君提出代用心臓使用症例における遅発性皮下膿瘍及び縦隔炎の発生に関する質問(第二二号)(同 平成十三年一月三十一日)

参議院議員櫻井充君提出遺伝子組換え飼料スターリンク混入問題に関する質問(第二三号)(同 十二月二十五日)

同日内閣を経由して日本銀行総裁から、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書を受領した。

同年十二月十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員 若林 正俊君 補欠 松田 岩夫君

行政監視委員 若林 正俊君 補欠 松田 岩夫君

辞任 松田 岩夫君 補欠 若林 正俊君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員 沓掛 哲男君 補欠 田中 直紀君

辞任 沓掛 哲男君 補欠 田中 直紀君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員 田中 直紀君 補欠 沓掛 哲男君

同年十二月七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任 補欠

松田 岩夫君 若林 正俊君

行政監視委員

辞任 補欠

若林 正俊君 松田 岩夫君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任 補欠

田中 直紀君 沓掛 哲男君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員

辞任 補欠

沓掛 哲男君 田中 直紀君

同年十二月八日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員加藤修一君提出地球温暖化とメタン

ハイドレードに関する質問に対する答弁書(第五号)

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院議長において裁判官弾劾裁判所裁判員予備員世川

堯君の辞職を許可した旨の通知書を受領した。

同年十二月十二日議長は、次の委員派遣承認要求

を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 広島県及び岡山県における国土整備及び環境保全等に関する実情調査

一、派遣委員

溝手 顕正 長谷川道郎

松谷蒼一郎 大淵 絹子

島袋 宗康

一、派遣地 広島県 岡山県

一、期間 十二月十四日及び十五日の二日間

一、費用 概算四二一、四六〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八

十条の二により承認を求めます。

平成十二年十二月十二日

国土・環境委員長 溝手 顕正

参議院議長 井上 裕殿

同年十二月十四日議長は、十二月七日のマイケル・チェン・マレイシア上院議長就任に際し、同

上院議長宛祝電を発送した。

同年十二月十五日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議長櫻井充君提出建築基準法に関する質問に対する答弁書(第七号)

参議院議員清水澄子君提出原子力エネルギーの経済性の再検討に関する質問に対する答弁書(第一〇号)

参議院議員櫻井充君提出シックハウス症候群に関する質問に対する答弁書(第二二号)

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する

協力に関する法律第七条の規定に基づくگران高

原国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する

協力に関する法律第七条の規定に基づくگران高

原国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

同年十二月十九日議長は、次の委員派遣承認要求

を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 国会等の移転に関する実情調査

一、派遣委員

角田 義一 鹿熊 安正

国井 正幸 和田 洋子

渡辺 孝男 久野 恒一

保坂 三蔵 山下 善彦

佐藤 雄平 三重野栄子

一、派遣地 栃木県 福島県

一、期間 平成十三年一月十六日及び十七日の二日間

一、費用 概算三八四、〇〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八

十条の二により承認を求めます。

平成十二年十二月十九日

国会等の移転に関する特別委員長 角田 義一

参議院議長 井上 裕殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員中村敦夫君提出小田急小田原線連続

立体交差事業に関する質問に対する答弁書(第九号)

参議院議員福山哲郎君提出土地収用法等に関する質問に対する答弁書(第一三三号)

参議院議員小泉親司君外一名提出神奈川県内の米軍基地・施設における遊休部分の返還に関する質問に対する答弁書(第二〇号)

同年十二月二十日議長は、天皇誕生日に際し、

ジャーン・ムハンマド・アル・ホラーフィー・クウェイト国民議会議長より祝辞を接受した。

同年十二月二十一日議長は、ジャーン・ムハンマド・アル・ホラーフィー・クウェイト国民議

会議長宛天皇誕生日の祝辞に対する礼状を発送した。

同日議長は、十二月十八日のニコラエ・ヴァカロ

イウ・ルーマニア上院議長就任に際し、同上院議長宛祝電を発送した。

同年十二月二十二日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 高齢者医療及び介護保険の実施状況等に関する実情調査

一、派遣委員

中島 真人 龜谷 博昭

柳田 稔 沢 たまき

小池 晃 入澤 肇

狩野 安 堀 利和

松崎 俊久 井上 美代

堂本 曉子

一、派遣地 長野県 山梨県

一、期間 平成十三年一月十六日及び十七日の

二日間

一、費用 概算三八四、〇〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成十二年十二月二十二日

国民福祉委員長 中島 眞人

参議院議長 井上 裕殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員櫻井充君提出遺伝子組換え食品問題に関する質問に対する答弁書(第一号)

参議院議員朝日俊弘君提出医療法における精神病床の人員配置基準に係る特別規定と社会権規約に関する質問に対する答弁書(第一五号)

参議院議員櫻井充君提出遺伝子組換え飼料スターリンク混入問題に関する質問に対する答弁書(第三号)

同日内閣から、次の報告書を受領した。

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書

長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書

旧軍港市転換事業進捗状況報告書

別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

横浜国際港都建設事業進捗状況報告書

神戸国際港都建設事業進捗状況報告書

奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書

松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書

同年十二月二十五日議長は、比例代表選出議員立

木洋君の辞職を許可した。

同日議長において、次のとおり特別委員の補欠を

指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

補欠 笠井 亮君

同年十二月二十六日内閣から次の答弁書を受領し

た。

参議院議員福島瑞穂君提出東海地震と浜岡原発

の耐震性等に関する質問に対する答弁書(第一

四号)

参議院議員福島瑞穂君提出朝鮮人労働者等の未

払金供託に関する質問に対する答弁書(第一六

号)

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定に

よる平成十二年度第二・四半期における予算使用

の状況の報告を受領した。

同年十二月二十七日内閣から、財政法第四十六条

第二項の規定による平成十二年度第二・四半期に

おける国庫の状況の報告を受領した。

同日議長は、十二月十八日のベトル・ピットハル

ト・チュッコ共和国上院議長就任に際し、同議長

宛祝電を送付した。

去る五日内閣総理大臣から平成十年七月十二日執

行の参議院比例代表選出議員選挙の繰上補充によ

る当選人について通知書を受領した。

大門実紀史君(立木洋君辞職による)

同日議長において、常任委員を次のとおり指名し

た。

外交・防衛委員 大門実紀史君

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

行政監視委員

辞任 富樫 練三君 大門実紀史君

補欠

同日議長は、ニコラエ・ヴァカロイウ・ルーマニ

ア上院議長より、同議長のルーマニア上院議長就

任に際し送付した祝電に対する礼状を受け受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、オラルバイ・ア

ブディカリモフ・カザフスタン共和国上院議長よ

り祝辞を接受した。

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞

任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 大野つや子君 田浦 直君

補欠

財政・金融委員

辞任 岩井 國臣君 景山俊太郎君

補欠

国民福祉委員

辞任 田浦 直君 大野つや子君

補欠

交通・情報通信委員

辞任 景山俊太郎君 岩井 國臣君

補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

国会等の移転に関する特別委員

辞任 国井 正幸君 山崎 力君

補欠

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

辞任 山崎 力君 国井 正幸君

補欠

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任

を許可し、その補欠を指名した。

共生社会に関する調査会委員

辞任 水島 裕君 国井 正幸君

補欠

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 地方における初等中等教育、大学の教育・研究及び科学技術等に関する実情調査

一、派遣委員

市川 一朗 岩瀬 良三
松 あきら 日下部禮代子
阿南 一成 佐藤 泰三
松村 龍二 小林 元
本岡 昭次 畑野 君枝

一、派遣地 茨城県

一、期間 一月十六日及び十七日の二日間

一、費用 概算三八四、〇〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成十三年一月九日

文教・科学委員長 市川 一朗

参議院議長 井上 裕殿

同日議長は、オラルバイ・アブディカリモフ・カザフスタン共和国上院議長宛天皇誕生日の祝辞に対する礼状を発送した。

同日議長は、十二月十九日のアレクサンドル・P・ヴォイトヴィッチ・ベラルーシ共和国共和国会議議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任 田浦 直君 補欠 大野つや子君

財政・金融委員

辞任 景山俊太郎君 補欠 岩井 國臣君

国民福祉委員

辞任 大野つや子君 補欠 田浦 直君

交通・情報通信委員

辞任 岩井 國臣君 補欠 景山俊太郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国会等の移転に関する特別委員

辞任 山崎 力君 補欠 国井 正幸君

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

辞任 国井 正幸君 補欠 山崎 力君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

共生社会に関する調査会委員

辞任 国井 正幸君 補欠 水島 裕君

同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。

委員派遣変更承認要求書

去る平成十二年十二月二十二日提出し、同日議長承認を得た高齢者医療及び介護保険の実施状況等に関する実情調査のための委員派遣承認

要求書中、派遣委員「中島真人、亀谷博昭、柳田稔、沢たまき、小池晃、入澤肇、狩野安、堀利和、松崎俊久、井上美代、堂本暁子」とあるのを「中島真人、柳田稔、沢たまき、小池晃、入澤肇、狩野安、堀利和、松崎俊久、井上美代、清水澄子、堂本暁子」に、費用概算「三八四、〇〇〇円」とあるのを「四〇三、二〇〇円」に変更したい。

右のとおり承認を求めます。

平成十三年一月十日

国民福祉委員長 中島 真人

参議院議長 井上 裕殿

去る十六日閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員清水澄子君提出日本政府が認定した「北朝鮮による拉致の疑いのある事件」に関する質問に対する答弁書(第一七号)

参議院議員櫻井充君提出医療保険制度に関する質問に対する答弁書(第一八号)

参議院議員櫻井充君提出医療の質に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員大脇雅子君提出外国人研修・技能実習制度に関する質問に対する答弁書(第二号)

同日議長は、エル・サルヴァドル共和国の太平洋沖において十三日発生した地震による被害に対し、シロ・クルス・セペダ同国会議長宛見舞電報を発送した。

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任 吉川 春子君 補欠 池田 幹幸君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任 小山 孝雄君 補欠 矢野 哲朗君

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 小山 孝雄君 補欠 矢野 哲朗君

去る二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員

辞任 今井 澄君 補欠 小山 峰男君

去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員

辞任 福本 潤一君 補欠 益田 洋介君

行政監視委員

辞任 益田 洋介君 補欠 福本 潤一君

去る二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員	辞任	須藤美也子君	補欠	池田 幹幸君	地方行政・警察委員	辞任	大沢 辰美君	補欠	富樫 練三君	労働・社会政策委員	辞任	前川 忠夫君	補欠	千葉 景子君	農林水産委員	辞任	富樫 練三君	補欠	大沢 辰美君	予算委員	辞任	池田 幹幸君	補欠	須藤美也子君	議院運営委員	辞任	池田 幹幸君	補欠	須藤美也子君	議院運営委員	辞任	和田 洋子君	補欠	小川 敏夫君	池田 幹幸君	同日議長は、インド西部において二十六日発生した地震による被害に対し、クリシヤン・カント同国上院議長宛見舞電報を発送した。	昨三十日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	国際問題に関する調査会委員	辞任	武見 敬三君	補欠	山内 俊夫君	月原 茂皓君	入澤 肇君	野沢 太三君	山下 善彦君	畑 恵君	須藤良太郎君	山下 英利君	山本 一太君															
浅尾慶一郎君	木俣 佳文君	小川 勝也君	柳田 稔君	奥石 東君	今井 澄君	福山 哲郎君	本田 良一君	国民生活・経済に関する調査会委員	辞任	加納 時男君	補欠	清水嘉与子君	佐藤 昭郎君	清水 達雄君	魚住 汎英君	長谷川道郎君	久野 恒一君	内藤 正光君	勝木 健司君	岩永 浩美君	阿部 正俊君	水島 裕君	岩崎 純三君	木俣 佳文君	郡司 彰君	羽田雄一郎君	谷林 正昭君	千葉 景子君	三重野栄子君	同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	岩井 國臣君	脇 雅史君	森田 次夫君	海老原義彦君	野沢 太三君	吉川 芳男君	谷川 秀善君	中川 義雄君	中島 眞人君	中島 啓雄君	松田 岩夫君	松村 龍二君	矢野 哲朗君	中曾根弘文君	菅川 健二君	松前 達郎君	魚住裕一郎君	木庭健太郎君	福本 潤一君	山下 栄一君	片山虎之助君	吉村剛太郎君	竹山 裕君	大島 慶久君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	議院運営委員会	理事 富樫 練三君 (吉川春子君の補欠)	同日内閣から次の答弁書を受領した。	参議院議員櫻井充君提出代用心膜使用症例における選発性皮下膿症及び縦隔炎の発生に関する質問に対する答弁書(第二二号)	同日委員長及び調査会長から次の報告書が提出された。	国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査報告書	法務及び司法行政等に関する調査報告書	地方行政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査報告書	外交、防衛等に関する調査報告書	財政及び金融等に関する調査報告書

教育、文化、學術及び科学技術に関する調査報告書
 社会保障等に関する調査報告書
 労働問題及び社会政策に関する調査報告書
 農林水産に関する調査報告書
 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査報告書
 運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査報告書
 国土整備及び環境保全等に関する調査報告書
 予算の執行状況に関する調査報告書
 平成十年度一般会計歳入歳出決算、平成十年度特別会計歳入歳出決算、平成十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十年度政府関係機関決算書審査報告書
 平成十年度国有財産増減及び現在額総計算書審査報告書
 平成十年度国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書
 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査報告書
 行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査報告書
 災害対策樹立に関する調査報告書
 沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査報告書
 国会等の移転に関する調査報告書
 金融問題及び経済活性化に関する調査報告書

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査報告書
 国際問題に関する調査報告書
 国民生活・経済に関する調査報告書
 共生社会に関する調査報告書

(参照)

指定された議席番号は左のとおり。

一 高橋 令則君
 二 高橋紀世子君
 三 山本 保君
 四 沢 たまき君
 五
 六 戸田 邦司君
 七 岩本 莊太君
 八 海野 義孝君
 九 加藤 修一君
 一〇 世耕 弘成君
 一一 脇 雅史君
 一二 平野 貞夫君
 一三 水野 誠一君
 一四 魚住裕一郎君
 一五 益田 洋介君
 一六 長谷川道郎君
 一七 末広まきこ君
 一八 田村 秀昭君
 一九 松岡満壽男君

二〇	高野 博師君	四八	泉 信也君
二一	松 あきら君	四九	月原 茂皓君
二二	大森 礼子君	五〇	星野 朋市君
二三	渡辺 孝男君	五一	扇 千景君
二四	阿部 正俊君	五二	中島 啓雄君
二五	金田 勝年君	五三	山下 英利君
二六	渡辺 秀央君	五四	岩井 國臣君
二七	堂本 暁子君	五五	国井 正幸君
二八	福本 潤一君	五六	田浦 直君
二九	但馬 久美君	五七	森田 次夫君
三〇	山下 栄一君	五八	日出 英輔君
三一	弘友 和夫君	五九	仲道 俊哉君
三二	鶴保 庸介君	六〇	中川 義雄君
三三	溝手 顯正君	六一	佐藤 昭郎君
三四	田名部匡省君	六二	佐々木知子君
三五	椎名 素夫君	六三	鈴木 正孝君
三六	日笠 勝之君	六四	常田 享詳君
三七	風間 昶君	六五	田村 公平君
三八	木庭健太郎君	六六	畑 恵君
三九	荒木 清寛君	六七	斉藤 滋宣君
四〇	入澤 肇君	六八	森山 裕君
四一	若林 正俊君	六九	釜本 邦茂君
四二	浜四津敏子君	七〇	龜谷 博昭君
四三	統 訓弘君	七一	鈴木 政二君
四四	浜田卓二郎君	七二	武見 敬三君
四五	森本 晃司君	七三	岩城 光英君
四六	鶴岡 洋君	七四	森下 博之君
四七	白浜 一良君	七五	加納 時男君

七六	岩永 浩美君	一〇四	水島 裕君	一三二	加藤 紀文君	一六〇	内藤 正光君
七七	太田 豊秋君	一〇五	景山俊太郎君	一三三	大島 慶久君	一六一	福山 哲郎君
七八	魚住 汎英君	一〇六	山崎 力君	一三四	成瀬 守重君	一六二	櫻井 充君
七九	服部三男雄君	一〇七	友部 達夫君	一三五	清水嘉子子君	一六三	郡司 彰君
八〇	佐藤 泰三君	一〇八	亀井 郁夫君	一三六	鴻池 祥肇君	一六四	佐藤 雄平君
八一	狩野 安君	一〇九	有馬 朗人君	一三七	矢野 哲朗君	一六五	海野 徹君
八二	山下 善彦君	一一〇	阿南 一成君	一三八	河本 英典君	一六六	小川 敏夫君
八三	野間 赴君	一一一	市川 一朗君	一三九	石渡 清元君	一六七	高嶋 良充君
八四	清水 達雄君	一一二	岩瀬 良三君	一四〇	尾辻 秀久君	一六八	本田 良一君
八五	上野 公成君	一一三	岸 宏一君	一四一	鹿熊 安正君	一六九	松崎 俊久君
八六	田中 直紀君	一一四	山内 俊夫君	一四二	鎌田 要人君	一七〇	小川 勝也君
八七	沓掛 哲男君	一一五	依田 智治君	一四三	西田 吉宏君	一七一	平田 健二君
八八	松田 岩夫君	一一六	山本 一太君	一四四	竹山 裕君	一七二	朝日 俊弘君
八九	松谷蒼一郎君	一一七	三浦 一水君	一四五	倉田 寛之君	一七三	前川 忠夫君
九〇	須藤良太郎君	一一八	松村 龍二君	一四六	真鍋 賢二君	一七四	和田 洋子君
九一	吉村剛太郎君	一一九	木村 仁君	一四七	岡野 裕君	一七五	菅川 健二君
九二	山崎 正昭君	一二〇	久野 恒一君	一四八	村上 正邦君	一七六	伊藤 基隆君
九三	片山虎之助君	一二一	林 芳正君	一四九	坂野 重信君	一七七	小山 峰男君
九四	中曾根弘文君	一二二	谷川 秀善君	一五〇	岩崎 純三君	一七八	今泉 昭君
九五	久世 公堯君	一二三	中島 真人君	一五一	井上 吉夫君	一七九	石田 美栄君
九六	吉川 芳男君	一二四	中原 爽君	一五二	斎藤 十朗君	一八〇	柳田 稔君
九七	関谷 勝嗣君	一二五	長峯 基君	一五三	井上 裕君	一八一	篠瀬 進君
九八	石井 道子君	一二六	橋本 聖子君	一五四	中村 敦夫君	一八二	藤井 俊男君
九九	上杉 光弘君	一二七	南野知恵子君	一五五	高橋 千秋君	一八三	岡崎トミ子君
一〇〇	野沢 太三君	一二八	海老原義彦君	一五六	羽田雄一郎君	一八四	佐藤 泰介君
一〇一	陣内 孝雄君	一二九	北岡 秀二君	一五七	谷林 正昭君	一八五	峰崎 直樹君
一〇二	青木 幹雄君	一三〇	保坂 三蔵君	一五八	木俣 佳丈君	一八六	江本 孟紀君
一〇三	大野つや子君	一三一		一五九		一八七	川橋 幸子君

平成十三年一月三十一日 参議院會議録第一号(その一) 指定された議席

一八八	長谷川 清君	二二六	齋藤 勁君	二四四	測上 貞雄君
一八九	藥科 満治君	二二七	石井 一二君	二四五	大淵 絹子君
一九〇	輿石 東君	二二八	大沢 辰美君	二四六	松前 達郎君
一九一	円 より子君	二二九	井上 美代君	二四七	本岡 昭次君
一九二	角田 義一君	二三〇	大脇 雅子君	二四八	吉岡 吉典君
一九三	寺崎 昭久君	二三一	三重野 栄子君	二四九	市田 忠義君
一九四	足立 良平君	二三二	小林 元君	二五〇	筆坂 秀世君
一九五	菅野 久光君	二二三	佐藤 道夫君	二五一	山下 芳生君
一九六	吉田 之久君	二二四	西山登紀子君	二五二	橋本 敦君
一九七	勝木 健司君	二二五	須藤美也子君	二五三	田 英夫君
一九八	千葉 景子君	二二六	阿部 幸代君	二五四	梶原 敬義君
一九九	直嶋 正行君	二二七	畑野 君枝君	二五五	山本 正和君
二〇〇	北澤 俊美君	二二八	菅野 壽君		
二〇一	久保 巨君	二二九	清水 澄子君		
二〇二	江田 五月君	二三〇	堀 利和君		
二〇三	山下八洲夫君	二三一	今井 澄君		
二〇四	広中和歌子君	二二三	岩佐 恵美君		
二〇五	浅尾慶一郎君	二二三	林 紀子君		
二〇六	西川きよし君	二三四	富樫 練三君		
二〇七	大門実紀史君	二三五	小池 晃君		
二〇八	宮本 岳志君	二三六	旦下部禮代子君		
二〇九	福島 瑞穂君	二三七	谷本 巍君		
二一〇	小宮山洋子君	二三八	笹野 貞子君		
二一一	島袋 宗康君	二三九	竹村 泰子君		
二一二	八田ひろ子君	二四〇	吉川 春子君		
二一三	小泉 親司君	二四一	緒方 靖夫君		
二一四		二四二	笠井 亮君		
二一五	照屋 寛徳君	二四三	池田 幹幸君		

官報 号外

平成十三年一月三十一日

○第五百十一回国参議院會議録第一号(その二)

平成十三年一月三十一日(水曜日)

開会式

午後零時五十九分 参議院議長、衆議院参議院の副議長、常任委員長、特別委員長、参議院の調査会長、衆議院参議院の憲法調査会会長、議員、内閣総理大臣その他の国務大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長は、式場に入り、所定の位置に着いた。

午後一時 天皇陛下は、衆議院議長の前行で式場に入られ、お席に着かれた。

(一同敬礼)

午後一時一分 衆議院議長綿貫民輔君は、式場の中央に進み、次の式辞を述べた。

式辞

天皇陛下の御臨席をいただき、第五百十一回国会の開会式を行うにあたり、衆議院及び参議院を代表して、式辞を申し上げます。

今日、わが国をめぐる内外の諸情勢はまことにきびしいものがあります。

新しい世紀を迎え、われわれは決意を新たに、わが国の将来を広く展望し、内政外交の各般にわたり、すみやかに適切な施策を講じ、もって国民生活の安定向上をはかるとともに、諸外国との友好親善につとめ、世界の平和と繁栄に寄与していかなければなりません。

ここに、開会式にあたり、われわれに課せられた重大な使命にかんがみ、日本国憲法の精神を体し、おのおの最善をつくしてその任務を遂行し、もって国民の信託にこたえようとするものであります。

次いで、天皇陛下から次のおことばを賜った。

おことば

本日、第五百十一回国会の開会式に臨み、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

国会が、永年にわたり、国民生活の安定と向上、世界の平和と繁栄のため、たゆみない努力を続けていることを、うれしく思います。

ここに、国会が、国権の最高機関として、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、その使命を十分果たし、国民の信託にこたえることを切に希望します。

(一同敬礼)

衆議院議長は、おことば書をお受けした。

午後一時七分 天皇陛下は、参議院議長の前行で式場を出られた。

次いで、一同は式場を出た。

午後一時八分式を終わる

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
財務省印刷局
電話
03
(3587)
4294
定 価
本号一部
送料
別
料
〇〇五円